

令和7年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和7年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第4回定例会記録				
招集年月日	令和7年12月8日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和7年12月8日 午前10時00分 議長宣告			
散会	令和7年12月8日 午後 3時20分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	10番	日野口和子	11番	平野敏彦
	12番	檜山忠	13番	川口弘治
	14番	西館芳信	15番	吉村敏文
	16番	松林義光		
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	田中貴重
	財政管財課長	田中淳也	まちづくり防災課長	久保田優治
	税務課長	堤雅之	町民課長	佐藤啓二
	健康保険課長	鈴木政康	子育て支援課長	小向正樹
	介護福祉課長	松山公士	農林水産課長	柏崎和紀
	商工観光課長	柏崎勝徳	地域整備課長	岡本啓一
	会計管理者	澤頭則光	病院事務長	栗嶋泰幸
	教育委員会教育長	松林義一	学務課長	福田輝雄
	社会教育・体育課長	三村俊介	選挙管理委員会委員長	田中直喜
	選挙管理委員会事務局長	成田光寿	農業委員会会長	松林勝智
	農業委員会事務局長	柏崎和紀	監査委員	柏崎堅一
監査委員事務局長	小向正志			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	中 里 浩
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第15号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）	
	2	報告第16号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について）	
	3	報告第17号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）	
	4	諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	5	議案第63号	おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	
	6	議案第64号	おいらせ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について	
	7	議案第65号	おいらせ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
	8	議案第66号	おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について	
	9	議案第67号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第68号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第69号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第70号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第71号	おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第72号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第73号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	
	16	議案第74号	おいらせ町ネチャーセンター白鳥の家の指定管理者の指定について	
	17	議案第75号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について	
	18	議案第76号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更について	
	19	議案第77号	令和7年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について	
	20	議案第78号	令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
	21	議案第79号	令和7年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
	22	議案第80号	令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
	23	議案第81号	令和7年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について	

	24 議案第82号 令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第2号)について	
議員提出 議案の題目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会、産業民生常任委員会)	
開 議	午前10時00分	
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	7番	澤上 訓 議員
	8番	木村 忠一 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (小向正志君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は5人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
	松林議長	<p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>

議事日程報告	松林議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>一般質問は通告書により順に発言し、次の質問に入る際はその旨を告知し発言してください。</p> <p>おいらせ町議会会議規則第54条により、発言は簡明とし、議題外にわたり範囲を超えてはならないとされておりますので、改めてお知らせいたします。</p>
一般質問	松林議長	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>抽選順に発言を許します。</p> <p>1席11番、平野敏彦議員の一般質問を許します。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>おはようございます。</p> <p>令和7年第4回おいらせ町議会定例会にあたり、議長のお許しを得て、1席11番、一問一答方式により、一般質問をさせていただきます。</p> <p>聴覚障害者の国際スポーツ大会、東京デフリンピックが11月26日閉幕。日本選手団は金16、銀12、銅23で、史上最多のメダルを獲得したとあります。特にバスケットボール女子決勝では、米国に65対64で競り勝ち、初の金メダルを獲得。バレーボール女子では、決勝でトルコに3対0で勝ち、バドミントン強豪団体では決勝で中国を3対1で制し、金メダルに輝くなど、視覚的コミュニケーションと手話通訳による意思疎通を図る機会を見ることができました。聴覚障害を克服し、国際スポーツ大会に参加の選手からは、スポーツを通して、多くの感動をいただくことができ、心から感謝を申し上げます。本年6月に、手話施策推進法が施行されたとあります。手話の普及に向けた施策を国や自治体の責務としております。おいらせ町でも、子どもや手話言語を知らない人でも理解できるように、施策の取組を期待するものです。</p> <p>全国的にインフルエンザが拡大中であり、12月に入り、感染リスクが増加するとあることから、町長はじめ、職員の皆様には体調管理を万全にして、年末を迎えてほしいと願います。</p> <p>また、青の国スポ、障スポが来年開催されます。町をあげて、万全の体制で全国の精鋭を迎えるよう、体制づくりに取り組んでまいりましょう。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>それでは、通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>質問の1点目であります。上下水道の老朽管対策についてであります。県内の上水道のうち、2023年度末時点で27%に当たる2,700キロが、耐用年数40年を超えているとありました。当町の耐用年数を超えている地区と実態把握についてお伺いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>1席11番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。</p> <p>八戸圏域水道企業団では、耐用年数を超えている水道管の管路延長を市町ごとに集計していないため、当町の耐用年数を超過している水道管の割合は不明であります。水道企業団全体では令和6年度末で28%と聞いております。</p> <p>なお、当町内で対応年数を超過している水道管がある地区につきましては、主に町の南部地域にある国道45号や県道沿いに存在していると伺っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>企業団では、町ごとの把握ではなくて、この地域全体の把握をしているということで理解をいたしました。</p> <p>ただ、企業団も議会に対しては年1回、事業計画、様々な報告がありますけれども、私たちもその説明を受けて、おいらせ町の部分とかそういうものについては個別に聞かないと、説明の中には、項目になかったなど記憶しています。そういう意味では、町民の不安を払拭する意味でも、やはり、おいらせ町に係る部分、今町長が答弁した28%、この中で、特に、国道45号、南部の地区については、該当する可能性があるということなのですから、この辺中身については、もうこれ以上は企業団から確認しないとできないということですか。</p> <p>ここを確認したいと思います。</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>水道企業団からは耐用年数を超えている管路図というものをいただいているのですけれども、口頭で説明するのが大変難しく、口頭で説明すれば、町長が先ほど述べましたように、主に国道45号沿いであるだとか、県道沿いであるだとかといったような部分になるかと思います。北部地区については、ほとんど耐用年数を超えた部分については確認することはないといったような状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>上下水道については、旧百石町が、事業が開始されたと同時に、全域を対象にして事業をしたわけですが、そういう意味ではもう相当年数がたっているなどというのは私も思っています。それによって、旧百石町については、非常にこの文化程度の高い地域というようなことで評価をされた記憶があります。今のままで行きますと、私は、そろそろ、もういろいろな意味で点検する、そういう課題があるところが出てくるのではないかなという思いがあります。</p> <p>それでは2点目に入らせていただきます。上下水道管のひび割れや経年劣化が深刻化しているとあります。特に下水道管の腐食が原因と見られる道路の陥没事故など、各地でトラブルが相次いでいることから、漏水対策や点検方法について伺います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>上下水道については、八戸圏域水道企業団の対策として、不明水が多い地域を対象とした計画的漏水調査の実施や、流量と水圧監視などにより対応が必要な箇所の特定制を行い、即時修理や計画的な老朽管更新を行っていると同っております。</p> <p>一方、下水道の対策としては、町が例年実施している下水道管管内の清掃の際にカメラ調査を実施しております。そのほか、耐用年</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>数を超過する時期が早い下水道管から、より詳細なカメラ調査を昨年度から進めているところであります。これまでのところ、クラックやたるみなど経年による劣化は見られますが、緊急の漏水対策工事が必要な大きな破損は見つかっておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>課題となるような部分については、まだ見当たらないというようなことで理解をしたいと思います。</p> <p>ただ、今、当町を見ますと、非常に空き家が目立ってきています。こういう対策でいきますと、例えば水道管の水下げをしていないとか、様々なあれで、破裂して水漏れしたりなんかする可能性も出てくるわけですが、下水道の場合は、今言ったように、カメラとか様々なもので点検をしているのだということですが、この空き家対策については、どういう対応をしていくのか、ここ1点をお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>下水道に係る空き家対策として行っているものは現在のところありません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>下水道ではなくて上水道、水道の場合ですよ。例えば、空き家の場合ですと、水道の口が野外、屋外にあるわけですが、特に野外の場合はそのまま放置しておくと、凍結し破裂する可能性があるわけです。そうすると春になると解け出したときに、水が流れているというのがあるかと思うので、そういう点検というのは、個人でなければ駄目ということですか。それとも、検針員とか、そういうのが来て確認をしていくという方法をとるのですか。</p> <p>ここをお伺いします。</p>

答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	圏域水道企業団の取組にはなりますけれども、メーターがある部分については空き家といえども検針員が定期的に行って状況を確認しているということは伺っております。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	了解しました。 3点目に入ります。今後の対策について、今まで劣化によって、道路の陥没とかそういう大事故が発生するようなトラブルが発生した場合、補修に伴う工事については、当町で陥没事故があって、そういう事件が発生した場合は、町も負担するという条項があるのか、あくまでも水道圏域の対応で全て対応しますよということなのか、ここ1点をお伺いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 上水道の補修や修繕工事は、実施主体の八戸圏域水道企業団から町へ負担を求めることは原則としてない旨、確認をしております。一方、下水道の今後の対策としては、耐用年数を超過する時期を見据え、先ほど述べた詳細調査を実施した上で、下水道管の長寿命化対策を計画的に実施することとしております。その実施主体は町でありますので、国庫補助金や企業債などの財源を可能な限り活用し、町負担を抑制しながら推進することになります。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	下水道については、長寿命化の事業として町が主管として対応していくというようなことで、それに伴って、町の予算を計上し執行

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>するのだということで、財源的にはいろいろな補助金とか起債を充てるということで理解をしておきます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の大きい2点目に入らせていただきます。町職員の兼業推進についてであります。総務省は地方公務員の兼業や副業を容易にするため、全国の自治体に通知を出しました。その内容についてお伺いいたします。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>この通知は本年6月に総務省から発出されたもので、件名が「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について」というものであります。通知の趣旨としては、地方公務員法の規定で、職員には職務に専念する義務が課せられる一方で、任命権者の許可を得れば、私企業の役員に就くこと、自ら営利企業を営むこと、報酬を得て他の事業に従事することが可能とされており、近年の社会環境の変化や働き方改革の動きを背景として、制度の適切な運用が図られるよう、技術的な助言として留意事項を整理したものであります。</p> <p>具体的な留意事項は、大きく3点挙げられております。</p> <p>1つ目は、兼業許可基準を設定することであり、設定に当たって、職務遂行上、能率低下の恐れがないこと、利害関係がないこと、職務の品位を損ねないことに留意することであり、2つ目は、許可基準を設定した際は、住民等に対する透明性や説明責任の観点から庁舎内外に公表することであり、3つ目は兼業許可の運用に当たり、自発性の確保、健康の保持確保、利害関係の確認、報酬額が社会通念上の範囲内で、兼業先の従事時間数、スキルアップや地域の実情を踏まえた兼業許可など、取扱い上の留意点が示されております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>11番。</p>

質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>今町長が答弁した中で、本年6月にという項目があったのですが、ここをちょっと確認したいと思うのですが、2点目で関連したら答弁したいと思います。</p> <p>2点目では令和5年4月1日時点で基準を設けている自治体は、全体の64.4%に留まるとあります。64.4%ということは、令和5年4月の時点で、その基準を設定している自治体が64.4%あるんだと。そうすると当町は、本年6月に、その基準とか、そういうのを知り得たように、今、町長の答弁ですけれども、これは、ちょっとずれているのではないかなと思うので、このところを併せてお答えをいただきたいなど。実際に今のままで言ったら、多分私は町では基準を設けていないということで答弁になるかと思うのですが、ここを聞いてからまた質問したいと思います。1点目をお願いします。</p>
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町では既に先ほどの総務省の通知で示されている兼業許可に当たっての任命権者の許可基準を定めており、町職員の営利企業等への従事に関する規則において、許可の基準や許可の手続を規定して運用してきております。よって、議員ご質問にある基準を設けている自治体の64.4%の中に含まれております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	<p>総務課長。</p> <p>補足の形で答弁いたします。</p> <p>先ほど総務省から発出された通知の年月日と、それから2番目の質問の中の令和5年4月1日時点の基準云々というところで、時間的な関係のところをご説明いたします。総務省から確かに通知が出されたのは、令和7年6月11日であります。その中身の文書を見ますと、総務省では、今回の兼業許可に関する様々な研究をするために、総務省の内部で検討会を令和6年に設置しております。その令和6年度の検討会での協議の中で、様々な調査結果を基にいろいろ協議しますので、その調査結果が令和5年4月1日時点の全国の</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>自治体の営利企業の兼業許可の関係を基に総務省で検討したということです。その辺の関係で日にち的な経過があるということで、令和5年の調査結果に基づいて、令和6年に総務省の検討会で協議をいたしまして、令和7年になって総務省で全国の自治体に通知を出した、こういう時間の流れになってございます。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>そうすると、今の答弁でいきますと、令和5年4月1日現在で許可基準を設けているんだというのが64.4%あるのだと。それを総務省は令和7年11月に検討会で確認をしたということで理解をしいですか。私はそうすると、当町も64.4%に含まれていますよというのであれば、令和5年4月以前に、このさっき説明した許可基準を町で定めているというような形になるかと思うのですけれども、段階的に私に分かるように説明いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>規定の関係でご説明いたします。町では既に平成18年に職員の営利企業等の従事に関する規則というものを定めておまして、その中で任命権者が許可する場合の基準も定めております。よって、先ほど大きい2番目の質疑の中で、全国の自治体で基準を設けているのが64.4%とありますが、その中に当然入っております。平成18年の時点で、許可基準に関する規則は設けております。その辺の関係でご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>おいらせ町職員の営利企業等の従事に関する規則、これは私、確認しましたよ。ただ兼業になれば収入も得られるし、それから、法人の役員、そう町長が説明した、そういう基準をクリアできる、本人が申請すれば、町長が認めれば、そういうことになっているわけですね。そうすると、営利企業等の従事する規則で、これが、町の兼業に当たっているのかどうか、私は違うと思いますよ。この町の営</p>

答弁	松林議長	<p>利企業等に従事する規則で、これと職員の兼業、総務省で定めたものと、求めているものと一致すると思いますか。私は違うと思いますよ。</p> <p>総務課長。</p>
質疑	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>平野議員の認識のことが、法令の根拠の解釈がちょっと違っておりました、総務省の通知書の中でも、この兼業許可といういわゆる一般的な言い方で、法令用語では営利企業の従事に関する許可のことを指しております。そして総務省の通知の中でも確かに地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、任命権者が行う許可ということになっておりますので、いわゆる第38条第1項のことは営利企業の従事許可に該当しますので、営利企業の従事許可と兼業許可は同じことを指してございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>では確認しますが、そうすると、さっき町長が説明した許可基準、それから公表、それから利害関係、そういうものの部分については、もう全てこの公営企業等の従事に関する規則の中で網羅されているということで理解していいのですか。それとも、町長が説明したように、この部分については新たに基準をちゃんと設定することですか。ここを確認しますよ。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>総務省では、全国の自治体を調査したところ、地方公務員法で従来から営利企業の従事許可、いわゆる兼業許可は規定しているものの、今一度活用されていないところが多いと。許可基準もきちんと定めているところはないので、昨今の社会情勢の状況であったり、それから働き方改革の観点もありますので、職員が希望する場合は、きちんと基準にのっとって許可をするよということ、改めて</p>

		<p>総務省から通知したものであります。当町においては、平成18年度からもう運用しておりますので、どちらかというと64.4%に入る中で、従前から運用しているということで、ご理解いただきたいと思えます。</p>
質疑	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。 次、この取組の2番目のところですよ。取組の実態。今のままで言ったら、町の職員でこの営利企業等の従事に関する規則等に照らし合わせて申請をしたとか、実際に町長が許可をしたということがあるかどうか、この実態をお伺いします。</p>
答弁	<p>松林議長 総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。 先ほど申した規則の中では許可基準であったり、許可手続を全部示しておりますので、職員の中にもその手続等はまだ浸透しているという認識でございます。実態につきましても、令和5年度で言いますと、39名、令和6年度でも47名の者がその申請手続を経て許可を得ております。内容としては統計調査であったり、それから職員組合の活動等も報酬等を受け取って、組合活動をしているので、そういった者たちに対して許可を出しております。 それから許可を経ずに活動できるものもありまして、そちらも規則にうたっておりますが、例えば町内会の役員とかですと、年の謝礼金等受け取りながら、地域での活動を様々やっている方もおられますので、そういう方たちは、許可手続を経ずに町内会活動ができると規則の中でうたっておりますし、実際そういう形で町内会活動をやっている職員も相当数います。 以上です。</p>
	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。 私は、この前八戸市の議会広報を見たときに、八戸はどういう取組をしているのだという質問に対して、社会的な高まりを踏まえて、3月に基準を設定して勤務時間外、公務に支障を来さないなどを明確化したと。それで、令和7年度は消防団や国勢調査などに従事、</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>8月末時点で191件を許可したとあるのですよ。私も八戸が3月で基準を、うちの場合はずっと前にもう基準があって、その許可をしてきた。だから総務省で、こういう副業の通知を出すということ自体が私は無意味だなと感じるわけですよ。だから、そういうのがちゃんと新聞に載って、総務省で調べて、令和5年では64.4%しか基準も設けていないよということですから、八戸と比較して、この基準もある程度合致したものになっているのですか。私は、今のは拡大解釈ではないかと疑問を持つわけですよ。こここのところ、他の自治体との対比、資料収集、そういうのはしたのですか。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>総務省が今回通知した背景にあるのは、先ほど来申し上げておりますとおり、令和5年に調査をした結果、64.4%、いわゆる65%程度しか、従来からある地方公務員法の中の兼業許可のところの運用をきちんとされていないというのが分かりましたので、令和6年度にいろいろ検討会で協議をいたしまして、その結果を令和7年になって通知したと。要は、残り35%の団体があまり運用していないので、きちんと適切な運用をしましょうよということで通知したものです。先ほど来申し上げているとおり、おいらせ町では平成18年度からもう運用しておりますので、もう半ば先んじてやって取組を進めているという認識であります。</p> <p>それから、町の規則の中にも許可の基準が載っておりますが、総務省で今年度通知したものとほぼ合致しておりますし、先ほど平野議員が言った八戸の事例、消防団等の扱いも町の中でちゃんとうたっております。八戸市ほか、ほかの市町村のところまでは比較等はしておりません。町ではもう既に運用しているという形でやっております。もし基準の表し方がまだ足りないというのであれば、ほかの自治体を見ながら参考にして、もっと分かりやすいものをまとめて職員に周知することもやぶさかではないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>11番。</p>

質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>話がすごくかみ合わない部分がずっと出てくるので、私は最後、ここの2番のところでは、やはり申請基準とかそういうものがちゃんとこの営利企業に従事する部分については申請する従事許可願とか、それから従事許可書、それから取消しをしますよ、離職届とかというこの様式があるのですけれども、これと公務員、これが、今の兼業推進等で対応しているのだという話であれば、私は理解に苦しみます。それはそれで時間があるので、次に入らせていただきます。</p> <p>今言ったように、町長が言う基準、それからもう平成18年から取組をしているということですが、3点目で、職員に対してはどういう周知の方法をとったのか。それから、それによって、今話をされてきた、消防団にも加入できますよ、こういう法人との関わりもできますよ、いろいろなことができるよというコミュニケーションというのが、職員に周知徹底をどういう形でしているか、ここをお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>今(2)の質問で、関連づけた質問でもう総務課長が答弁した部分はありますけれども、改めまして私から答弁させていただきますので、ダブっている部分があるかもしれませんので、ご了承ください。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>営利企業等への従事、いわゆる兼業に当たっての許可手続については、先ほどの質問で答弁した規則を平成18年から制定し運用してきており、職員の間にも浸透してきているものと認識しております。しかしながら、今般の総務省通知の趣旨を踏まえまして、近年、社会情勢の動きやすい、働きやすい職場環境づくりの観点から、改めまして内容を整理し、適切な運用推進について終始したいと考えております。以上です。</p>
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	<p>11番。</p> <p>今、町長の答弁でも分かるように、私はこの職員の理解というのは半分もないのではないかと思いますよ。なぜならば、今言った営</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>利企業等の従事に関する規則だけで、このペーパーを見て、普通の仕事をそういうものを自分の余暇を使って、いろいろなことができるのだということを職員は全然理解していないと、私は思いますよ。国ではいろいろな形で職員の能力、そういう開発を生かすということで、こういう制度を設定しているわけです。</p> <p>役場職員については、町長が採用したときに、優秀な職員を採用した。私も歓迎しますよ。ただ、優秀な職員を採用してから、その優秀な職員が個性を発揮して、町のため、他の行政以外の部分でも、これという光る職員が町長、何人出てきましたか。私は本当にいつも毎年採用するために町長が「優秀な職員、優秀な職員」と言っているのだけれども、では、その優秀な職員はいつ光り輝くのかなど期待しているのですけれども、私はそういう意味では、今のこの兼業推進というのは、職員を今、光り輝かせる1つの基準をちゃんとつくるべきだと。そして、消防とかそういう町内会、地域に職員が気兼ねしないで参画できる。</p> <p>例えば、スポーツ指導のコーチとか、まだまだ職員に期待しているものを、町民はいっぱい持っているのですよ。そういうものを生かしていくというのが、私が質問している兼業推進の趣旨だと思うので、このところをこれから町長がもう1回、課長を含めて、町長にこういう基準があって、何も気兼ねしないで希望があったら、ちゃんと出なさいということで、取組をする考えがあるかどうか、そこを最後お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>お答えします。</p> <p>大変手厳しいご指摘がありましたけれども、優秀なという捉え方の少し認識の違いもあると思いますけれども、私たちは職員募集をかけます。高卒、あるいは短大卒、大卒ですね。そして応募者の中から選ぶ意味で優秀なのです。応募してこない、例えば、日本でもものすごい大企業に就職するような、職員になるような人が我が町に応募して採用になってくれれば、それこそ本当に日本一の優秀な職員を採用になるのですけれども、おいらせ町に応募して来てくれる職員の中からというか、学生の中、応募者の中から優秀な職員を採用して、今年もそうですけれども、優秀だと思われる人たちが2、3人辞退しました。だから残った者の中から優秀なのを選ばなければならぬのです。そういうことで大変認識の違いというか、平野</p>
-----------	-----------------------	---

		<p>議員が期待するような職員が入ってきていないかもしれません。しかしながら、今いる職員、あるいは、この頃採用した職員の中には、本当に優秀だし、立派なのもいますので、それを育てながら、今後もいい職員を採用していくのは私の責務だと思っていますので、努力しますので観察しながら見ていただければ、これいいの採っているなというのが数名いると思いますので、そういうことで評価もしていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
質疑	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>町長から本音を聞かせてもらってありがとうございます。私たちも議員として職員に期待するものがあります。そしてまた、こういう長所を持ったものが生かされていないなという、ちょっと疑問を感じるのがあります。そういう意味では、町長の気持ちも私はよく理解できます。いろいろな機会を捉えて、いかにして職員を活性化して、地域につながりを持たせて、役場との距離を詰めていくという方法を、ぜひこれからも採っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の3点目に入らせていただきます。いじめ不登校対策についてであります。(1)の県の教育委員会によりますと、県内公立学校2024年度のいじめ認知件数は、小学校4,297件、中学校が1,472件とあります。町内のいじめの実態について、小中学校ごとにお伺いいたします。</p>
答弁	<p>松林議長 教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>令和6年度のいじめの認知件数は、小学校39件、中学校44件、計83件となっております。なお、学校別の認知件数については公表しておりません。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>松林議長 11番</p>	<p>11番。</p> <p>学校ごとには公表できないということで、公表できない理由とい</p>

答弁	(平野敏彦君)	<p>うのもそれによって地域が特定したり、そういうのがあるというおそれがあって公表しないというようなことなのか、この公表できない基準になっているものがあつたら、それを1つ。</p> <p>それから、小学校で39件、中学で44件あるわけですけども、この内容、特にこれはすごい事例だというのが何件かあつたら、小学校、中学校ごとにお聞かせいただきたいと思います。</p>
	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	<p>まず1点目の公表できないということは、議員もお話ししておりますが、学校別で特定されるということを考えて公表はしておりません。なかなかこのいじめということについての1件1件を数えるのにも、例えば、加害者、被害者、どちらもいるわけですけども、被害者の保護者からは、これはいじめではないと、あるいは、そもそもきっかけをつくったのはそちらではないかというような議論がしょっちゅうされます。ですから、なかなかこれを落ち着かせるのは難しくありますので、学校が特定されるのは好ましくないものと思つて公表はしておりません。</p> <p>それから、それぞれ特徴的なものを小学校別、中学校別で何かあつたらということでありまして、やはりこういういじめについては認知することはなかなか難しいところもあります。というのはやはり先ほどお話ししましたけれども、特に低学年になればなるほど、これはいじめなのか、いじめではないのか、ただじゃれ合つているのではないかというような難しい判断をしなければならないところがあつて、双方の保護者にそれを納得させるのはなかなか難しいということでありまして、ただ、統計としては、いじめられているというような子どもに寄り添つた集計をしておりますので、いじめられているということの件数をここには載せてあります。中学校については、特別、学校別では言いませんけれども、深刻な状況については、例えば児童相談所、あるいは警察と相談する件数もあります。</p> <p>以上であります。</p>
	松林議長	11番。

質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>教育長が言っているように、低学年の場合ですと、私はさっき言ったように、きっかけをつくって逆襲を食らったのが、そっちがいじめになるのかという、私も思いがあります。それは子どもの部分では、しょっちゅうあるのではないか、逆に。ちょっとしたちょっかいを出して、その反撃を受けるとか。ただ、やはり簡単に言いますと、長期にわたって特定の人を攻撃するわけですから、そういう意味では学校の現場、情報を収集する専門の教員とか、それから各学校にそういうのがちゃんと設置されているのかどうか、ここをもう1回確認します。</p>
答弁	松林議長 教育長 (松林義一君)	<p>教育長。</p> <p>まず学校ごとの体制ですけれども、校長、教頭を中心として、全職員でいじめの認知については当たっていると解釈していただければなと思っています。中でも生徒指導担当者というものを決めて、この教員が中心となって各学級担任との相談を受けたりしております。なお、この発見については、学校ごとに頻繁にアンケート調査を実施しています。ですから、発見についてはかなり努力をしているものと私たちも認識しております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	<p>11番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、2点目に入ります。暴力行為の小中学校ごとの件数の公表はできないということですが、小学校、中学校の件数についてお伺いします。</p>
答弁	松林議長 教育長 (松林義一君)	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>令和6年度の暴力行為の件数は、小学校30件、中学校39件。計69件となっております。学校別の件数については公表しておりません。</p> <p>以上であります。</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>小学校30件、中学校39件、合計69件の中で、暴力行為があつてこれまで傷害事件等に発生したとか、例えば警察が介入したとか、そういう事例があつたらお聞かせいただきたいと。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>学校別にはお話しできませんが、今までも児童相談所、それどうにも解決できなくて、結局警察と相談をした事例は何件かあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>こういう事例の中で、例えば学校の先輩、そういう関わりとか、あくまでもこれは学校内での暴力行為、上のつながりがあつて、学校の中で暴力をしたとか、そういう事例があつたらお知らせいただきたい。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>かなり前には卒業生が、下級生、在校生と関係をしながら暴力事件を起こした事例は、前は結構あつたのですが、最近は校内の中で事案が非常に多くなっております。なかなか先輩が関係するのが少なくなっているような傾向にあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>了解しました。</p> <p>では3点目に入ります。文部科学省の公表によると、県内の国公立、私立の不登校の人数は、小学校で981人、中学校で1,888</p>

		人とあります。町の小中学校の件数についてお伺いたします。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 令和6年度の不登校児童生徒数は、小学校23人、中学校51人、計74人となっております。 なお、学校別の児童生徒数については公表しておりません。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	私が見て、先般よりも中学校が増えたような気がするんですけども。不登校についてはある一定期間を超えた欠席しているのが対象になっているわけですけども、その対象になっている人については、前確認したところによりますと、みなくる館に、相談員を置いて対応していますよというようなことですが、中学校の51人というのは、私は増えたのではないかと思うんですけども、この内容と、みなくる館で今、前はたしか女の校長先生が対応していたんですけども、今現在は何名の体制でどういう対応をしているかをお聞かせいただきたいと思います。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 まず何日以上というので、これは、数字は30日以上の日数を超えた者を報告しております。それから、中学校が増えたというので、確かに増えました。ただ小学校、特に、高学年で不登校になった子どもたちは、なかなか中学校に入っても解消できないということもあって、小学校の5、6年と高学年でなった者は、そのまま継続して不登校という傾向があります。それらへの対処の仕方ですが、まず各3つの中学校には、相談室を開設して、相談員を1名ずつ配置しております。それからみなくる館については、最初1名、相談員を配置していましたが、それを2名に増やしております。 それから、これ、県の事業ですけども、SSWと言われているスクールソーシャルワーカーと言われている人が1名配置されてお

		<p>ります。これは学校と家庭を結ぶ役割を担っている人であります。計3名、今のところみなくる館に常駐というか、配置をして、その相談を受けることになっております。ただ、もし不登校の子がみなくる館に来れる場合は勉強も見てくれております。見る場所は2人体制になってから、北公民館の一室も借りて、1週間に1回あるいは2週間に1回ぐらい、勉強を見る日も設けております。でも、なかなかそういうところに通うこともなかなか難しい子どもたちがいることも確かであります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>この前の10月の「東奥日報」を見れば、10年間で中学校では2.5倍、小学校で5.5倍、不登校が増えているというような報道がされております。私も将来ある子どもたちが、こういう形で小学校、中学校でつまずきをするという。やはり学校現場だけでは私はちょっと大丈夫なのかなと。教育長1人で頑張っても微々たるものだと思っております。そういうもので、いろいろとこの情報の公開も狭まってきています。特にコロナ禍になって、さらにそれに拍車がかかったのではないかと。学校と地域の距離が非常にできてしまったのかなという思いがあります。</p> <p>そういうことで、4点目にありますけれども、その要因と背景、不登校の、こういうのが今まで事例として考えられます。こういうのが子どもの声として聞こえていますとかというのがあったらお聞きさせていただきたいと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 教育長 (松林義一君) 松林議長</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>私たち、当町の児童生徒の不登校の要因と背景を特定することは非常に難しいなと思っております。多種多様化していると言ってもいいと思いますが。その中には学校内でのトラブルもかなり含まれております。</p> <p>以上であります。</p> <p>11番。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>なかなかこの要因、背景を特定するというのはここには来ないわけですから、直接話をする機会がないわけで、それは理解できますけれども、やはりさっき教育長が答弁の中で、子どもたちから生の声を聞く方法としては、やはりペーパーに気持ちを書いて出してもらおうとか、何かしら意思表示をする機会、そういうのを設けてみたらどうでしょうか。私は本当に不登校の家庭に1回行ったのですよ。誰もいなくて、その子どもが出てきたのですけれども、「あれ、今日学校休みかな」と思ったら平日で。でも、学校以外の話をしたら、普通にパンパンパンと答えてきたから、「あれ、何でこれ学校行かないのかな」という思いがあって、その次の質問はしなかったのですけれども、だから、それで気持ちを酌み取る、聞く、そういう手段、方法というのを、ぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょう。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>議員が心配しているのと同様に、私もこのように多くの子どもたちが不登校になっている状況を考えると、このまま10年先、20年先の社会がどうなっているかというのはかなり心配をしています。子どもたちの生の声を聞く機会というのは、先ほどお話ししたように、なかなか不登校の子たちではなくて、出席している子たちですけれども、アンケート調査をしたり、あるいは面談をしたり、あるいは中学校3年生になれば進路面談をしたり、子どもたちと直接会話する機会を多くとるような活動を行っております。</p> <p>なお、不登校になっている子どもたちにはできるだけ家庭訪問をして、直接子どもと会って会話をすると。なぜ出てこれないかと。例えばそれがいじめに起因しているのであればすぐ対応するようにしておりますので、それがまず子どもと会うことでさえもなかなか難しい状況の子もおります。いずれにしても、できる限りこの状況を打破するために、我々教育委員会も、あるいは学校も力を合わせて、場合によっては、地域の力も借りながら取り組んでいかなければならないと思っております。</p> <p>特に今、地域学校共同活動という動きも始まりました。ボランティアの方々の力を借りながら、学校の中での見守り活動も始まって</p>

		<p>おります。ということで、議員心配のコロナを契機に、なかなか学校と地域が離れているのではないかということも確かだと思っておりますが、それらを少しでも埋めていくために、いろいろな活動を行っております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>それでは、5点目の質問に入らせていただきます。いじめ暴力事案等の把握について、不登校も関わりますけれども、学校、PTAとの連携、対応についてどのようになっているかをお伺いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>いじめ暴力事案の把握については、各校によって児童生徒への定期的なアンケート調査等により、未然防止、早期対応を進めることとともに、学校関係者及びPTAとの連携による組織的な対応に努めております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>こういう事案は、1つの殻の中に閉じ込めておくということは、私個人的に言えば非常に問題だと。やはり町長が政策として掲げていることの中の施策から言ったら、もっと地域が、大人がもっと子どもに関わってもいいのではないかと思うのですよ。何でもかんでも現場、現場で処理させるというのは、先生方も異動しますし、地域の実態、そういうのも分からないで担当する先生もいます。やはり子どもを地域で、みんなで育てていくという強い思いを共有する、そういう施策というのは大事だと思うのですよ。</p> <p>だから、そういう意味では、いじめでも暴力事件でも減っていないというのは、子どもに対する大人の声かけがほとんどなくなってきたと。私が知っている時代の大人は、どここの子どもだ、教育長の子もだ、町長の子もだ、こっちから声かけていったわけで</p>

答弁	松林議長	すよね、大人から。今は下手に声がけすれば事件だということになるのですけれども、それはやはり違っていると思いますよ。私は地域として、町長が掲げている子どもが……だったら、積極的に子どもに声かけをして、子どもたちが常に大人に見守られている、見られているのだというような意識を植えつけていくことによって、こういう行為というのは減っていくのではないかと思います。ここ1点、お願いします。
	教育長	教育長。
	(松林義一君)	お答えをいたします。
	松林議長	今、議員がお話ししたことに全く100%同意です。全く反論することはありません。全くそのとおりだと私自身も思っております。それとともに、まず学校への支援の仕方ですけれども、学校へは、うちで議会でも承認を得て、指導主事を3名配置しております。この指導主事を中心に、先ほどお話ししたSSWという、これは県の事業ですけれども、スクールソーシャルワーカーという人と一緒に生徒指導訪問というものをやっている。例えば、いじめとか不登校で困っていることはありませんかと8校を定期的に巡回しております。訪問もしております。その結果、何か対応しなければならないということについては指導室を中心にやっている。その結果、例えば相談室につなげるとか、そういうようなことで保護者との面談をしながら、保護者の支援もしていくと同時に、今度学校では自分たちで抱えることなく、必ず保護者あるいは学年学級の保護者に伝えるように情報を上げましょうということで行っております。ですから、学校だけではなくて、いろいろなところに情報を伝えております。
11番	以上であります。	
(平野敏彦君)	答弁できないこともありますけれども。	
松林議長	いいですよ。	
	11番。	

質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>今、教育長から答弁いただきました。やはり思いは同じだなと思います。ただし、私が教育長にぜひお願いしたいのは、今、地域の学校、そういうところに、例えば老人クラブとか、今まで、各町内会の各種団体が運動会とか子どもの発表会とか、そういうのに参画できたのですけれども、今、全くないのですよ。町会議員でも、入学式でも、卒業式でも、案内が来ない。それで、地域の実態を把握する機会がないのですよ。やはり教育長がトップですから。今の教育長の思いを聞けば、私は校長に対して、ここの学区内のものについては、町内会、老人クラブ、婦人会、そういうような団体の代表なり、そういうのをこの学校の行事に呼んで直に見てもらって、子どもの実態を見てもらって、一緒にその課題があったら解決しようという形で取り組んでほしい。これは、ひとつ答弁はできる中で結構です。</p>
答弁	松林議長 教育長 (松林義一君)	<p>短く答弁してください。</p> <p>時間内に答弁しますが、そのとおり考えて行動したいと思います。ただし、1点だけ。私、教育長であります。校長に命令はできません。学校の教育活動全ての最高責任者は校長でありますので、一緒に協力しながら頑張っていきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君) 松林議長 松林議長 松林議長	<p>よろしく申し上げます。ありがとうございます。これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。</p> <p>これで11番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩します。</p> <p>(休憩 午前11時00分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午前11時15分)</p> <p>引き続き、一般質問を行います。 議席12番、楢山忠議員の一般質問を許します。</p>

<p>質疑</p>	<p>12番 (榎山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>おはようございます。12番、榎山です。議長のお許しを得て、一般質問をいたします。一問一答方式でお願いいたします。</p> <p>さて、国会では高市氏が総理大臣となり、女性初の総理大臣となりました。これからの日本国をどのように導いてくれるか期待する反面、不安でもあります。</p> <p>話は変わりますが、我が町の米は、作柄は102と豊作であり、また米価も高値で推移し、農家の皆さんも一息をついていることと思います。町に活気が出てくると期待いたしております。</p> <p>それでは早速ですが、質問に入りたいと思いますので、真摯なご答弁、よろしくお願いたします。</p> <p>質問事項の1として、町道管理と整備についてであります、(1)として大雨時の対策について次のことを問います。ア、先般11月1日線状降水帯に匹敵する大雨があり、イオン北側町道高速道路下アンダーパスで冠水状態となったと思いますが、この把握と対応を問います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>2席12番、榎山正議員のご質問にお答えします。</p> <p>台風並みに発達した低気圧の影響で、11月1日の未明から、最大30メートルを超える強風を伴い、朝方1時間当たり10ミリを超える集中的な大雨により、イオン北側町道のアンダーパスが冠水したことから、同日朝9時頃から翌日2日の朝7時頃までの間、東西車線のゲートを閉鎖したものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 12番 (榎山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。参考までですけれども、間木の町民が百石地区から帰宅する際に、石田病院側からイオン方向に向かってきたようですが、アンダーパスで増水し、通行不能となっていたことから県道の信号を左折し、国道45号に出て帰宅したそうですが、それに要した時間が2時間かかったということでもあります。アンダーパスを</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>通ることの利便性がいかに重要かを思い知らされました。そこで次の質問です。</p> <p>イ、町内にアンダーパスと思われる場所は何か所ありますか。その対策はどのようになっていますか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町内の町道でアンダーパスとなっている場所は、イオンモール下田北側のほか、上久保地区に1か所あり、2か所となっております。</p> <p>対策ですが、イオンモール下田北側については、ドライバーへ知らせるための冠水時に回転灯を点灯するほか、車両の通行が不能となった場合は、ゲートを閉じ、通行止めとしております。一方の上久保地区については、排水ポンプを作動させております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 1 2 番 (檜山 忠君)</p>	<p>1 2 番。</p> <p>分かりました。その対策をしっかりとやっていただきたいと、そう思います。</p> <p>それでは次の質問です。(2)ですが、イオン北側町道は新庁舎及び新病院へのサブ道路として重要な役目をする事になると認識するが、アンダーパスがあり、不安を抱えることから次のことを問います。</p> <p>ア、国道45号から高速道路沿いに三沢方向、おいらせ消防署に続く県道からアンダーパスにつながる町道交差点に交通信号があり、その4～5メートル先に中野平町内会に続く道路がありますが、交通信号から40メートルから50メートルの間の道路幅は、2メートルぐらいで車の交差ができない状態であります。そこでこの区間の道路を拡幅し、アンダーパスで通行止めとなったときの迂回路とすることを検討する考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p>

	(成田 隆君)	<p>庁舎及び病院の移転に伴い、イオンモール下田北側の町道は、緊急車両の通行などが想定されていることから、アンダーパスの排水対策を検討することとしております。その検討に当たり、周辺の雨水塔の排水について調査する必要があるため、現在工事費を含めた財源を調査しているところであります。今後、今回ご提案のあった迂回路の整備も含めて、排水対策の検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	1 2 番。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	<p>分かりました。再質問ですが、あの狭い道路を消防車両が通行する際、大丈夫ですか。また他の車両と出会ったときの対応はどのようになりますか。時間のロスになりませんか。対応を考えてくれているとは言いながら再質問します。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>檜山議員の再質問にお答えします。</p> <p>消防車両の通行についてですけれども、この質問を受けて実際に現地を測ってきましたら、ちょうど入り口のガードレールがあるところで、一番狭いかなと思うのですけれども、あそこでも4. 5メートルぐらいの幅員がありました。ただ、草とかが生えていたりして、多分消防車両が通行するのであれば、すれ違いは厳しい道路かなと思って見てきました。</p> <p>対応としてですが、出会い頭で出会った場合ですけれども、緊急車両がもし通行するとサイレンを鳴らして、パトラン回して走りますので、そういう場合は一般車両に関しては退避義務があるので退避してもらえれば、すれ違いを可能とすると。もし時間ロスになるような妨害になると交通違反等も考えられますので、そういうことはないかと思いますが、いずれにしても通常すれ違うにはちょっと厳しい、ただ、通る分には大丈夫かなとは思っています。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	1 2 番。

<p>質疑</p>	<p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>分かりました。ただ一般車両は待ってくれるのが当然だと思うのですけれども、偶然ということがあるので、そこら辺を考えて、消防車両の運行をしていかなければならないと思いますので、拡幅を考えてくれているということですから。</p> <p>それでは同じ質問ですが、次の質問です。</p> <p>イ、アンダーパス東側通行止め門扉があり、そのそばに中野平町内に続く通路があります。この通路を拡幅整備し、迂回路とすることを検討する考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどの答弁にもありましたとおり、迂回路の整備も含め、排水対策の検討を進めていきたいと考えております。檜山議員、よく観察しているな、そしてまた、的確な提案をしてくれるなと思って感心しております。ありがとうございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>ありがとうございます。質問して褒められたことはありませんでした。分かりました。次の質問です。</p> <p>質問事項2、避難所基準についてであります。</p> <p>(1) 10月26日に町主催の防災訓練が下田中学校を避難所として実施され、近隣町民150人ぐらいが参加し、有意義な訓練がありました。次のことを問います。</p> <p>ア、防災士の講演の中で、避難所の最優先事項としてトイレの確保を話していましたが、8月18日の新聞報道で全国自治体アンケートでは「避難所におけるトイレの基準を半数満たさず」とあり、本県トイレ数は基準以下72%とあり、その中に当町も含まれていたが、その後どのようにになりましたか。充足されましたか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p>

	(成田 隆君)	<p>県の備蓄指針では、仮設トイレ等が整備、確保されるまでの3日分のトイレを県と市町村で折半をし、備蓄することを目標としておりますが、現在は1日分の備蓄に留まっております。残り2日分のトイレ対応策として、主要な指定避難所に下水道などの既存インフラに依存しない貯留式マンホールトイレの設置を必要な財源とともに検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	<p>分かりました。再質問ですが、町防災安全マップでは三田町内と三本木町内の町民は避難先として下田橋を渡り、間木町内を通り、最終避難所の下田中学校へと記載されていますが、通過避難所に間木稲荷神社も記載されています。神社には駐車場広場も整備されていますが、トイレはありません。簡易トイレを設置する考えはありませんか。</p>
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>再質問にお答えいたします。</p> <p>間木の稲荷神社など避難所まで行くまでの間、一時的に滞在する緊急避難場所であるということで、いわゆる屋根のある避難所施設ではないということになっています。よって、簡易トイレとか仮設トイレの設置は考えていませんけれども、ダンボール製の簡易トイレであれば、備蓄品にありますので、保管場所があればですけども、配布は可能かと思っています。</p> <p>それから町では非常時の持ち出し品として様々周知する中で、携帯トイレの準備も推奨しているということを申し添えておきます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	<p>駐車場だけではない、神社がありますから神社の屋根つきの周りがちゃんと囲いになった神社がありますから、一時避難には最適なところなので、仮設というか、簡易トイレを配布してもいいよとい</p>

		<p>うのであれば、また帰って相談して受入れ体制をとりたいと思います。</p> <p>分かりました。</p> <p>それでは次の質問です。3、危機管理体制についてですが、(1) 先般、防災避難訓練後の地区防災会の中で話題になっていたことは、前任防災危機管理専門員退任後は不在であり、町の災害対策を不安視する声がありましたが、新たに専門員を選任するお考えはありますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成24年7月から令和4年3月まで約10年間にわたりまして配置しておりました防災危機管理専門員は、東日本大震災の速やかな復旧、復興に取り組むため、また町の危機管理や防災に関する業務を専属で担うものとして、非常勤あるいはパートタイムの会計年度任用職員として採用し、防災や減災のため、ノウハウの蓄積、備蓄品の整備や防災訓練の企画など、町民意識の高揚につながる業務を担っていただきました。復興事業も一区切りがついた令和4年4月からは、これに代わりまして、フルタイムの一般職の正職員の配置に変更し、これまで以上に責任ある充実した防災・減災対策に取り組んでいるものと思っておりますので、今後も専門員の配置は考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。</p> <p>ところでその正職員の中に、防災士とかそういう資格を持った方はおりますか。それをちょっと聞きたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>私が個人的に知る範囲では、2人は最低いるかなと思っております。</p>

	(久保田優治君)	けれども、多分ちゃんとした調査はしていませんので、人事で分か ってればいいですけども、分かっていないかと思います。 以上です。
質疑	松林議長 12番 (檜山 忠君)	12番。 まちづくり防災課の中にいるということですね。
答弁	松林議長 まちづくり防 災課長 (久保田優治君)	まちづくり防災課長。 まちづくり防災課の職員ではございません。2名ということで、 全職員の中で2名、私が知る範囲でございます。 以上です。
質疑	松林議長 12番 (檜山 忠君)	12番。 少なくともまちづくり防災課の職員の中にはいてもらいたい。そ うでなければ、そこに配置になった人に対しては、それぐらいの資 格をとらせるよう、町が補助してもいいからとらせるのだという、 それで専門職がいて、初めていろいろな防災についての計画ができ ると思うのですね。税務課に防災士がいました。その方が防災のこ とをどうのこうのというようなことはなかなか難しいと思うので、 やはりその場にある人にとらせて、有意義なそれこそ活動ができる ような、それにさせていただきたいと思います。それで、もしできる なら町が自分でとってこいではなくて、町が補助金を出してあげる ぐらいのそういうことはできないものなのですか。どうですか。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 人事に係る質問でありますので、総務課からお答えいたしま す。職員そのものは3年から5年の間で人事異動するのが常であり ますので、今おっしゃった防災士の資格をとったからといって、ず っとそのまちづくり防災課に配置するわけにはいかないと思っ ております。ただ、町の防災対策上、恩恵のある有益な資格だと思っ

		<p>ておりますので、職員に対して資格をとるための助成は検討してみたいと思っております。</p> <p>防災士のみならず、社会教育主事とか教育委員会でも必置義務のある資格等ありますので、そういったものも含めて、町全体で様々な資格をとるような助成の制度も検討してみたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>12番。</p>
質疑	12番 (檜山 忠君)	<p>ありがとうございます。どうぞやはりやる気を持たせてやればいいのかではないかなと思いますので。分かりました。</p> <p>それでは次に再質問ですけれども、地震津波情報として三陸沖、北海道沖、千島列島沖の今後の発生確率が70%から80%と報道されています。また、東日本大震災から15年になろうとしています。このことからこの機会に防災対策を見直す考えはありませんか。</p>
答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>ただいまの質問にありました三陸沖、北海道沖、千島列島沖の地震発生率が高まっているということですが、現在、国を中心に防災対策の見直しが行われておりまして、町もそれに並行して今年から防災計画の見直しを進めておりますので、国の意向とか県の防災計画も変更になってくると思うので、その内容を踏まえて、適切に変更していきたいと思っております。見直し作業を進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長 12番 (檜山 忠君)	<p>12番。</p> <p>分かりました。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次の質問に移ります。再質問になりますけれども、防災安全マップについて過去に私が質問して、三田地区、三本木地区の方々が下田橋を渡り、下田中学校へ避難することは危険ではないかとの質問に対して、早いうちにバスを手配しますとの答弁があり</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>ましたが、そのバスは町所有のバスですか。またこれに基づいた訓練を実施した経緯がありますか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ただいまの三田・三本木地区に対する避難の移動手段としてバスということですが、手配するとすれば、町のふだん委託している民間のバス会社と防災の協定を結んでおりますので、そちらを手配することになります。それから避難者に対するバスの移送訓練については、最近の記録ではないのですが、当該地区の避難先で、大津波は下田小学校、洪水は今言った下田橋を通過して下田中学校になりますので、今後の訓練を企画する際に、バスの移送なども検討してみたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。私、訓練はやっておいたほうがいいと思いますので。</p> <p>それでは次の質問です。(2) 避難に車を利用する方が多くなりましたが、中学校駐車場で収容できますか。また、校庭は収容可能ですか。近隣企業と有事の際の協定を交わし、利用を可能とする考えはありませんか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今年度の総合防災訓練の会場となった下田中学校においては、校庭を駐車場として活用できるほか、隣接する給食センターの駐車場も併用することで、避難車両の収容は可能と見込んでおります。しかしながら、ほかの指定避難所においては、想定避難者数に対して駐車可能面積が不足する恐れもあることから、不足分を補う方策として、近隣企業等の敷地を活用させていただけるような協定締結について、今後検討していきたいと考えております。</p>

	<p>松林議長</p>	<p>以上です。</p> <p>12番。</p>
<p>質疑</p>	<p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>分かりました。ぜひ検討していただきたいと思います。 次の質問です。</p> <p>4、ボランティア団体に対する補助についてであります。 (1) 某ボランティア団体が全国規模の団体より表彰され、東京明治記念館に行ってきましたが、その経費は全額個人負担となったことから次のことを問います。</p> <p>ア、民間のボランティア団体の大多数は会費で運営され、保険加入で精いっぱいであります。そこで町の経費の中に助成制度はありませんか。もしなければ検討する考えはありませんか。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>町長。</p>
<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>ボランティア団体の皆様には日頃から地域社会のために奉仕の精神で活動しておられ、敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。またご質問にあるボランティア団体におかれましては、全国規模の表彰を受賞されたとのことであり、心からお祝いの言葉と、これまでの取組に対して敬意を表するものであります。</p> <p>さて、ご質問の助成制度であります。まちづくり活動支援事業助成制度というものがあり、その団体の活動内容や組織が制度に定めるまちづくり団体に認定されれば、助成金を受けることができます。ボランティア団体といっても、種類や活動の内容が多様でありまして、全てに当てはまるものではありませんが、既に運用しておりますので、まずはその制度の活用について検討していただければと思います。</p> <p>また、保険についても定期的な活動であれば、町が加入しております住民活動保険の対象となります。詳しくは、担当課であるまちづくり防災課へお問い合わせくだされば大変ありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>12番。</p>

<p>質疑</p>	<p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>今の答弁は分かりました。私たちが過去に立ち上げるときにはユニフォームを買ったりとか、いろいろとそれで活用させてもらいました。私が今質問したかったのは、旅費なのですよね。東京まで行く、それはざっくばらんに言いますと、往復4万円かかりました。それを全部こっち持ちで行ってきているのですね。だからそういう場合の突発的など言えばおかしいのですけれども、助成、そういうものを検討していただければなど、そう思っていました。だから私が質問するのはちょっと外れているかも分からないです。いいです。それはまず今言いましたから、それをちょっと後で考えてみてほしいと思います。</p> <p>次の質問に移りますけれども、それではスポーツの場合の全国大会出場はどのようになっていますか。助成はありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>教育委員会からお答えをいたします。</p> <p>町ではスポーツまたは文化の振興を図るため、予選会を勝ち抜いて県大会以上の各種大会に出場する個人または団体に対し、補助金を交付する大会出場補助金という制度があります。ご質問の全国大会に出場した場合ですが、国または地方公共団体が主催または共催する大会など補助対象となる大会であれば、交通費、それから、宿泊費など補助対象経費の一定割合が助成されます。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。スポーツ関係に助成があるのならば、ボランティア団体にもそういう交通費、宿泊する場合で宿泊費ぐらいのそれを出していただけるようにしていただければなど、そう考えていました。</p> <p>それでは次の質問です。最後の質問です。</p> <p>5、来年3月の町長選挙についてであります。</p> <p>(1) 来年3月には町長選挙があるわけですが、当日まであと何日もありません。新庁舎、病院移転、町にとっては一大事業です。こ</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>の計画を軌道に乗せる責任があると思います。町長はもう1期、町のために努力する考えはありませんか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって榎山議員のご提言には大変うれしく思いますし、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。平成22年から1期4年、そして平成30年から2期8年、通算3期12年間にわたり、町の財政健全化の推進に努め、政策公約、今を生きる人たちが安全で安心できるまちづくりと、全ては子どもたちの未来のために明るく元気で持続可能なまちづくりを目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、社会経済情勢の変化、IT技術の目覚ましい進展など、地方行政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。このような時代にあつて、私は日頃から、私のような考え方よりも、もっと変化に富んだ新しい発想と見識を持った若い方々に、夢に向かって行政を担っていただきたいと思っております。</p> <p>ご質問にある新庁舎建設及びおいらせ病院の移転新築は、東日本大震災以降、長年の懸案であり、洪水及び津波浸水区域外への移転に向けて、今後も推し進めていく必要がある事業であります。ただし、これまで我々3役をはじめ、職員が一丸となつて、必死に調査研究を行い、議会からもご理解とご協力をいただき、取り組んできたこれまでの軌跡が、首長が変わることにより、否定されるような事態となることは不本意であり、遺憾であると思っております。そのようなことが起こらないことを強く願い、現在計画中の事業に理解のある方の出現を願うものであります。そして、有権者の投票する権利を奪い取るような事態にならないよう、私の思いとしては、首長選挙は無競争ということはあつてはならない、そのように考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。思い出していただきたいと。町長も今、過去のこ</p>

答弁	(檜山 忠君)	<p>とを思い出しながら話しましたがけれども、私も思い出していただきたいことは、今の場所に新庁舎、病院移転を決めた熱意を、私が副議長の時、令和5年だったと思いますが、議会として今の土地以外の土地を議会の総意で決定し、町長に陳情したことがありました。あのとき、現在の土地にこだわる理由を熱く語りました。その熱意を忘れずに頑張っていたいただきたいものです。</p> <p>町長、いかがですか。</p>
	松林議長	<p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>改めまして、檜山議員、あるいはほかの議員の方々と一緒に現地視察して、候補地と思われる部分、町内を数か所巡った経緯を改めて思っております。結果としまして現在の場所に決定したということは、いろいろな平地で広い、あるいはいいところもあるのですが、当時は都市計画の見直しも道半ばでありましたし、また、いろいろな部分で下水道整備、上水道整備、いろいろな部分で金もかかるし、時間もかかる、そしてまた埋蔵文化財、これはもう10年、20年とかかるような大事業でありまして、なかなか合併特例債を使う期限までには許可を下ろせないだろうという県の同意等も考えました結果ですね。今の、今というのはイオンモール下田タウンがもう所有している、現在の場所であれば、すぐにでも国から合併特例債を使ってもいいよという許可さえ下りれば、すぐ着工できるような場所であるので、建設場所としては、不本意である議員の方々もいるかもしれませんが、現在考えられる場所としては、そこが適地ではないのかなということで決定させていただきまして、また議員の皆様にも、いろいろな部分で、議員全員協議会等で説明をして納得をしていただいた、反対意見もなかったように記憶しておりますので、そこでご了解してほしいなということをお願いし、もう現在、補正予算でも別な用地まで取得するように予算計上しておりますので、檜山さんもいろいろな部分で思いは多々あろうかもしれませんが、私もそういう部分で議員の皆様にご説明した、お願いをしたという立場で、責任を放棄するつもりは全くありません。</p> <p>しかしながら、先ほども述べたとおり、若くて新しく、いい発想を持った町長候補、あるいはそういう方々が出てくれればいいな</p>

		<p>という、私もそんなに古くない、年に合わせれば新しい考えを持っているのですけれども、若い人たちはもっともっと純粋ないい気持ちを持って、あるいは発想が正しい、すばらしい発想を持った方々が出てくれるのであれば、自分は身を引いてもいいのかなという気がしております。</p> <p>しかしながら、身を引く、引かないという問題とは別に、町民がせっかく選ぶ町長選挙が無競争ということはあってはならないので、そういう部分で新しい候補者が出るか出ないかをもう少し時間をかけて様子を見ながら検討したいなという思いでいるので、檜山議員の答弁は本当にもう冒頭でも申し上げましたとおり、新たにというのですか、大変ありがたい提案であるなと思っております。感謝申し上げます。ありがとうございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。再質問ですけれども、今の話を聞いていて、町長の出馬するしないの問題と、また、後継者を選任するというのであれば、それなりにもうそろそろ期限を決めなければならないだろうと思うので、町長としてはいつ頃その発表に至るのかなと。そこら辺、何か考えがあるのでしたら、教えていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>まともにも直接と言うのですか、直球の質問が来ましたがけれども、私は、タイムリミットは今月いっぱい12月、今年度いっぱいですね。今年度で、年度でなく今年度中には結論を出したいなと思って、今、新たな発想を持った我々が、今まで議員の方々と想定したイオン下田タウンの敷地を最適地だということで評価できるような候補者が出てきてくれることを願っておりますけれども、それでももし出てこなければ大変なことになるなという気もしております。</p> <p>しかしながら、自分のニュアンスとすれば、もしかすれば、私たち今まで議会と同意をとって、あそこでもよかろうと思ってくださる、夢を持っている候補者になり得る人もいないのかなという、まだマスコミの方々も2社ぐらい来ていますかね。来ているので、毎日のように私のところに電話あるいは直接、訪ねてきてくれ</p>

		<p>るので、その方々にも今年いっぱい返事を待ってくれと言っている、ここ一般質問での答弁は避けますけれども、そういう候補者も自分とすれば願っている、あるいはこの人の発想はいいなという候補者に値するような人間もおりますので、そしてまた、その中にどうしても嫌だというと、先ほども言いました無競争になるということは避けなければならないということもご理解いただきたいなという気がしておりますので、そういう部分で議会が終わってから12月いっぱいをめどに結論を出したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長、訂正してください。今は今年いっぱいと言いましたけれども、先ほどは今年度いっぱいと言っていますから、もう一度答弁してください。</p> <p>失礼しました。</p> <p>役場は4月から3月だもので、大変失礼しました。今年度ではなく今年いっぱいですね。令和7年。「度」がつくとまずいので令和7年。そういうことでよろしくをお願いします。訂正します。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>さっきから言うように、どっちにしても早めに12月いっぱいにはということですから、早く決まったら早くしてください。</p> <p>あと、では副町長にちょっとお話を聞きたいのですけれども、現在の新庁舎、病院移転の計画の進捗状況を説明していただけますか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>ご指名でありますので、私から事務方の統括者としてお答えしたいと思います。新庁舎の関係ですけれども、先日の議員全員協議会で報告した内容の繰り返しという形になります。現時点での進捗状況なのですけれども、測量、地質調査、設計の3つの業務委託、来年2月の完了を目指しております、その見込みであります。特に設計は、皆様と議場の間取り等々決めさせていただき、庁舎全体のレイアウトも確定して、現在は最終段階、設計図書等の作成作業に入</p>

		<p>っているところです。</p> <p>そして、その基盤となる土地の取得の関係ですが、新庁舎と新病院の建設予定地、土地収用法に基づく事業認定を受けた後に売買契約を締結することとしております。土地所有者とは事前交渉が整い、計画に対する同意書もいただいておりますので、今月中に県へ事業認定の申請をする予定となっております。予定では、年明けに県の認可が下り次第、契約書を取り交わしますけれども、地権者2名については議決事項となりますので、3月の定例会に提案したいと思っております。</p> <p>来年度からはいよいよ造成工事に着手して、令和14年度供用開始に向けて鋭意作業を進めていきたいと考えております。</p> <p>一方、新病院の関係ですけれども、今年5月に基本構想基本設計の策定を完了して、現在、医療機器整備計画作成に向けた調査等を進めているところであります。用地関係については新庁舎事業の中で進めており、来年度は企業債に係る関係機関との協議を進める予定ということで、滞りなく順調に進んでいると思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>ありがとうございました。計画はもう後に引けない状態にあると考えます。もし、その計画が実行されない状況となったときは、町にはどのような不利益が生じることになりますか。</p> <p>また、合併特例債の使用期限はいつまでですか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>先ほどの答弁に間違いがありました。病院の関係については、基本構想と基本計画の策定ということで、訂正したいと思います。</p> <p>それで、答弁に入りますけれども、先ほど町長も熱く述べておりました、首長が代わって、これまで進めてきた土地売買契約が町側の理由にてキャンセル、破棄という状態になりますと、町が購入する売買契約書としては、いまだかつて盛り込んでいない解約条項なので、売却する相手から、違約金等の損害賠償請求の訴訟があるものと考えられます。その相応の賠償額が発生するものと想定されて</p>

		<p>おります。そのようなことがないように進めるのが、一般的に言われるところの行政の継続性であったり、行政の信頼性だと思っております。</p> <p>なお、額といたしましては、a u ショップやハウジングタウン下田の移転、それから、イオン下田従業員の駐車場の別な場所の確保等が進んでおります関係上、それ相当の額が請求されるものと考えております。</p> <p>そして、そもそも主要財源である合併特例債の使用期限なのですけれども、令和12年、あと5年と迫っていることから、合併時に策定いたしました新町建設計画の項目に合致できる別事業を考えて、使用期限に間に合わせることは時間が足りないということで、やはり役場と病院ということで進んでいかざるを得ないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	12番 (檜山 忠君)	<p>分かりました。ありがとうございました。それらをよくよく考えた上で、決断をしていただくことを切に願って、私の全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
	松林議長	<p>これで、12番、檜山忠議員の一般質問を終わります。ここで昼食のため13時30分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後12時03分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 1時28分)</p>
	松林議長	<p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>3席4番、沢尾宏之議員の一般質問を許します。</p> <p>4番。</p>
質疑	4番 (沢尾宏之君)	<p>3席4番の沢尾でございます。</p> <p>議長の許可をいただきましたので発言させていただきます。よろしく願います。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>師走、12月に入り、世間一般ではボーナスの待ち遠しい声が聞かれます。しかし、それを狙っている者もごぞいます。今年、特殊詐欺の被害が1,000億円を超えました。なんと、去年の今の時期の3倍です。全然抑止になっていないのでちょっと心配です。やはり町も、みんなを特殊詐欺から守るためにも、行政、我々一丸となって、町民の皆様には詐欺を何とかして防止していきたいと思っておりますので、そのときは皆さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、質問させていただきます。</p> <p>行政サービスのサービス提供が懸念される事項について、質問をさせていただきます。</p> <p>1 個目、安全運転管理者について。</p> <p>昨今、他の行政機関で道路交通法に抵触している事案がありました。町民の安心・安全を確保するため、以下の質問をいたします。</p> <p>安全運転管理者について。</p> <p>一定数の車両を使用する自動車の使用者は安全運転管理者を選任しなければならないとなっております。</p> <p>ア、当町においては本庁舎と分庁舎ごとに選任されているようです。管理者及び副管理者を確認したいと思います。また、各課に振り分けられているのかも、伺いたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>3 席 4 番、沢尾宏之議員のご質問にお答えします。</p> <p>道路交通法の定めにより、使用する乗用車の台数に応じて、保管場所ごとに安全運転管理者等を選任することとされております。5 台以上で管理者を、また 20 台以上で副管理者を選任することとされております。</p> <p>まず、管理者として、本庁舎は総務課長を、分庁舎は町民課分室長を選任し、副管理者は本庁舎のみが該当となり、総務課庁舎管理担当を選任しております。</p> <p>また、各課に振り分けしているかについては、制度上、使用の本拠ごとに選任することとなっているため、各課単位ではなく庁舎ごとに選任しております。</p> <p>以上です。</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>松林議長 4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>4番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>公安委員会に確認したところ、副管理者は複数いても全然問題ないということで、できればなるべく増やしたほうがいいのではないかとこの助言も受けておりますので、もし足りなかったら、状況に応じて、副管理者は選任してもいいかと考えます。</p> <p>次の質問にいきます。</p> <p>車両の運行管理について問います。</p> <p>ほかの市町村で免許証の期限切れ、車検証の有効期限切れ等の不具合があり、町民へのサービスが低下いたしました。そこで、当町での対応を伺います。</p> <p>ア、行政車両を運行する職員の免許証の確認方法はどのようになっているのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>毎年度4月に全ての職員の運転免許証を確認することとしており、各課所属長が課員の免許種別と有効期限を確認し、その内容を総務課長に書面で報告させております。</p> <p>また、年度途中で免許有効期限を迎える場合は、免許更新を行った際に速やかに同様の手続を行い、確認するようにしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 4番 (沢尾宏之君)</p> <p>松林議長</p>	<p>4番。</p> <p>しっかり確認されているということで、了解いたしました。</p> <p>ほかの町村の言い訳でも「確認していた」という答弁があったので、こちらとしては、おいらせ町はしっかりと確認していただきたいと思います。</p> <p>イにいきまして、当町保有の車両について伺います。車検証の確認はどのようになっておりますか。</p> <p>松林議長</p> <p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。 自動車保険の加入更新手続や法定点検の時期等管理調整に当たり、車検証を確認する必要がありますので、毎年度、全ての車両を対象に定例的に車検証を確認しております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>4番。 ありがとうございます。 車検証切れは、隣の市でありましたので、やはり注意すべきかと思えます。 次に、運行前後の健康状態の確認及びアルコール検査は確実に実施されているのか問います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。 お答えします。 まず、健康状態の確認について、定例的なルールはありませんけれども、所属課単位で行う朝礼や、出張時の所属長命令等を通じての状況確認により対応しております。 また、アルコール検査については、庁舎ごと、職員出入りにアルコール検査器を配置し、運転する職員が出発前に検査し、その結果を運転日誌に記入させております。 もちろん体調不良やアルコール検査異常の場合は、公用車の運転を中止させますし、それ以前にこのような状態であれば、庁舎内で業務遂行していること自体不適切であると考えております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>4番。 ありがとうございます。 確実に点呼が実施されているようです。 昨日の新聞でしたかね。やはり郵便局で点呼の不具合があったということで、運行停止が示されていたようでございますので、そこ</p>

		<p>の指揮管理はしっかりお願いしたいと思います。</p> <p>次、車両の運行要領について問います。</p> <p>年間を通じて作業を実施されている建設機械の運行及び作業姿勢について伺います。</p> <p>ア、車両系建設機械を運行・作業を実施する際、労働安全基準法等では、義務ではないが作業帽、つまりヘルメットの着用を推奨しております。ちなみに、労働安全衛生規則においては義務化されているかと思えますけれども、ほかの事業所においては、社内ルールが厳しく履行されているところがございます。着用を義務づけている企業もあります。</p> <p>当町の場合、ヘルメットを着用した作業員は見当たりませんでした。当町は常に安全を最優先していること、何よりも行政機関は見本となるべく姿勢を示すべきと思うが、いかがでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>職員の車両系建設機械による作業内容は、砂利道への碎石敷きならしなど道路補修作業が主なものとなっております。</p> <p>ヘルメット着用については、道路幅が狭い箇所や高低差がある箇所など、転倒または転落の危険性が高い場所において作業を行う際には、着用するようにしております。</p> <p>今後も作業に従事する職員の安全を確保するため、より一層のヘルメット着用を指導していきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>4番。</p> <p>安全に関わる場所ですので、積極的に推奨していただきたい。また、これから冬になります。つまり除雪の期間になります。ますますもって作業が難しくなり、危険が伴いますので、やはり安全確保第一で作業を実施してもらいたいと思います。</p> <p>2、交通安全に関することについて伺います。</p> <p>残念ながら青森県は交通マナーが低いことで知られています。少しでもマナーが向上するために伺います。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>(1) 横断歩道の停止義務についてですが、横断歩道を渡ろうとしても停止してくれる車両はほとんど見当たりません。残念なことに、おいらせ町のマークをつけた車両も停止してくれないことが確認されました。業務等で急がなくてはならないと思いますが、やはり歩行者優先、行政車両は法律をしっかりと守るべきと感じるが、いかがでしょうか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>運転免許を所持して自動車を運転する上では、交通法規を守るとは当然であり、公私問わず、社会人としての常識でもあります。</p> <p>まして、公務員には高い倫理観と法令遵守の意識が求められますので、公用車を運転する場合は、より厳格な姿勢と意識を持たなければなりません。</p> <p>議員のご指摘するような事案が事実であれば、大変恥ずべきことであり、改めて全職員に対して、交通ルールと交通マナーの遵守について、注意喚起をしていきたいと考えております。</p> <p>もし、そのような事案がありましたら、先ほども質問してくださいましたけれども、これからもお知らせいただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>4番 (沢尾宏之君)</p> <p>松林議長</p>	<p>4番。</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>やはりこれは町民の目が光っています。やはりしっかりと交通マナー向上のためにも、職員、我々がやはり率先して実施するべきだと考えております。</p> <p>同じ質問になると思いますけれども、職員の交通道德の取組は実施されているのでしょうか。つまり、単体ごと、部課、そして町、いろいろな場所での交通の取組、講習会等は実施されているのかを伺いたいと思います。</p> <p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>職員に対する取組として、これまではお盆や年末年始などの外出が多くなる時期に合わせ、交通ルールの遵守及び安全運転について注意喚起にとどめておりましたが、交通安全に対する意識を高めるため、現在、総務課において、県交通安全協会の協力をいただき、職員向け講習会を開催調整しているところであります。</p> <p>今後も折に触れて、このような講習会も取り入れ、職員の交通ルールや安全運転に対する意識向上に努めて、取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>まずもってこういうことを講習させなければならない、受けなければならないという職員がいるということは大変残念であります。そういう指摘がないような職員だけ採用しているはずですけども、先ほども平野議員からも優秀な職員だけ採用しているはずけどなど、少し指摘されましたが、こういう意識がないような職員にしていかなければならないし、そういう職員でなければ、これからはもう採用しないように、厳重に対処していきたいと思っておりますので、ご指摘ありがとうございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>4番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ちょっと戻りますけれども、安全運転管理者の、毎年講習を受けなければいけないと思っておりますけれども、その講習間隔はどのようになっていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 総務課長 (成田光寿君) 松林議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>私自身、安全運転管理者ですので、年1回、県警から講習の案内が来ておりますので、近場の講習会場に出向いて、受けてきております。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p>

<p>質疑</p>	<p>4番 (沢尾宏之君)</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p>	<p>抜けがないということを確認できましたので、よろしくお願ひいたします。私も安全運転管理者、ついていましたので。</p> <p>以上をもって、町民の方の不満に思ったことを質問させていただきました。明確な回答をいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。</p> <p>これで4番、沢尾宏之議員の一般質問を終わります。</p> <p>14番議員、引き続きよろしいですか。</p> <p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>4席14番、西館芳信議員の一般質問を許します。</p> <p>14番。</p>
<p>質疑</p>	<p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>4席14番、西館芳信です。</p> <p>議員に与えられた固有の権利、一般質問権に基づいて質問させていただきます。</p> <p>初めに、前者3人の方々も導入部分で話ししました、私も導入部分ということで、先ほど4番議員の沢尾さんのところで、町長が答えたことは、11番議員が質問した共通の部分があつて、でも最後の答え、4番議員にした答えで、私は幾分心が慰められました。</p> <p>また、見ますと、午前中、12番議員の質問ということに注目して、ここに集まった傍聴者の皆さんも、潮が引くようにいなくなったということで、あえて言わせていただきますけれども、町長の答弁の中に、「優秀な職員もいたけれど、いるけれど」と、こういうことで言葉尻を捕らえて言うわけではないですけれども、この一言で、町長が新しく入った職員を、あるいは全職員に対して、こういう視点で見ているのかと、私は感じました。</p> <p>果たして皆さんがそれを聞いてどう感じたのか分からないんですけども、私はやはり首長たる者、絶対的ではないけれども、相対的には相当優秀な人員を確保しておりますと。しかしながら、まだまだ粗石、粗い石の部分はあるけれども、これを玉(たま)に、玉(ぎょく)に変えていくために、私の責任でもって一生懸命頑張りますということでもって、今後は議会、今後、12番議員の質問で、私は</p>

町長、また次、やる気は満々だなと思いましたので、もしそうであつたら、そういう答えを対外的にしていただければなという、私のはかないお願いです。ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問に入ります。

質問は私、今日は2つということで、町内の地番、それから番地、これに関連しての質問でございます。

まず1点目、一川目二丁目地区の筆界未定の解消についてということで、その要旨は、一川目二丁目地区、一川目生活会館の南側には何十年もの間、隣地との境界が確定せず、土地の面積も判然としないいわゆる筆界未定地があります。当事者は8名ほどといいますが、当事者は8名だけでも、隣接者三十何人、そして、このことによって、例えば、土地をどうにかする、うちを建てる許可をとる、あるいは売るということで、その地籍の確定測量なんかをするときにできないという、いろいろな面での不都合があるということで、全体としては100世帯ほどに影響が及んでいるのではないかと、私なりの見方ですけれども。

この中には、極めてまれなケースであるが、道路部分も含まれるため、この道路部分というのは、法定外公共物の中の法定外道路です。道路法も都市計画法も建築基準法も認めていない、昔から近辺の人たちが使ってきたものだけでも、確かに構造の中にはあつて、もう誰も意識していないけれども、そこにある。今はそれが各自治体に、地方分権が始まってから移されているということで、それを受けることを我が町も、ほかの町と同様にやってきました。でもここはいまだに受けることができていない。なぜ受けることができていないかという、その地籍も何も確定されないということで、受けることができないのがその中にあるということです。

道路部分も含まれるため、町民約100世帯というのは今、話をさせていただきました。いろいろな不便をかこってきたと。今後も税収の確定や相続対策、防災対策を含んだまちづくり等に与える影響は大きいと思う。

解消を望む地区住民の動向について、町も呼応してきていると聞くが、このことについては、前任者の葉嶋課長をはじめスタッフの皆さん、それから今も恐らく吉田補佐が中心になって、現地をある程度見て、そして、土地家屋調査士から、訂正のものが上がってくれば、それを受けて、そして法務局に上げているという作業がある

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>んですが、それだと、ただ受け身だけのことかなと思うんだけど、そのように注意をしてくださっているというのは十分承知しております。</p> <p>今後の対応の基本的な考え方ということについてお聞きいたします。</p> <p>まず(1)町の当該問題の現状把握、状況は。この筆界未定地が生じた原因、そして私なりに把握した数字を今話ししましたけれども、当事者数についてはどのように考えていますか。そして、私は全く把握していないんだけど、当該地区の面積等々ということで、まず(1)、このことについてお願いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>4席14番、西館芳信議員のご質問にお答えします。</p> <p>一川目二丁目地区の筆界未定地に係る町の現状把握の状況ですが、まずその原因として、昭和42年に国土調査法に基づき実施された地籍調査の際に、隣接する土地所有者同士による話し合いで境界の確定に至らなかったことと思われま。</p> <p>次に、当事者数としては、本年11月末時点では、宅地が4筆、畑が2筆の計6筆のほかに、道路用地があり、関係する納税義務者数は13人であります。</p> <p>次に、当該地区の面積としては、宅地の4筆、畑の2筆の計6筆を合わせますと、約6,100平方メートルあまりになると思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>答弁いただきました。</p> <p>原因については、昭和42年の国土調査、立会いというのがうまくいかなかったと。これの原因については、疑いがないところだと思います。</p> <p>当事者数にしても、それぐらいかなということで、でもそれは直接的、あるいは直接に近い間接的な人たちの数ということですけども、実際はそれにとどまらず、もっともっと広い範囲の中で、広</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>い世帯に影響が及んでいると、私は言いたいと思います。</p> <p>また、当該地区の面積について、6, 100平米と答弁ありました。それも分かりました。</p> <p>そういう現状の中で、まず1つの質問ですけれども、そういう現状があるという現状があれば、これは当然いろいろな町民の基本的な権利だとか、税収面だとか、今話したようにまちづくりの観点から、町民の公共の福祉という観点を考えれば、いろいろ阻害される場所がありますけれども、行政サービスの在り方として、町はこれを当然解消するように努めますか。</p> <p>いや、こういうことでできないんだと、どうその辺の認識をしているか、お聞かせ願えればと思います。</p> <p>いや、(2)にはまだ入っていないです。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>国土調査法に基づく地籍調査の部分についてお答えしたいと思います。</p> <p>税収、その他福祉など、どのような影響があるのかというご質問がございました。</p> <p>まず、筆界未定をそのままにしておいた場合のデメリットと申しますか、不利益ということでは考えられるとすれば、分筆や合筆などができないということになります。そのほか、土地の売買や相続はできるんですけれども、その後、抵当権を設定する、そういった場合には、筆界未定の関係者全員の承諾が必要ということで、かなり複雑な処理が必要ということになります。</p> <p>また、住宅を建てる際には、金融公庫などからの融資が受けられない場合が多く見られるといった不具合等があるかと思っております。</p> <p>また、これを解消するためには、町はどのようなお話だったんですけれども、町長の答弁にもありましたとおり、解消するためのアドバイスであったり、助言等はできるんですが、あくまで筆界未定を解消するためには、地権者同士が測量なり登記なりを行う。その費用も当事者が行うという必要があるということで認識しております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>今、前段で話をしましたことについては、いろいろな影響があるよというのは、私の質問の範囲ではなかったけれども、税務課長がお話ししてくれたおかげで、私の質問の趣旨というのが少しは形になったかなというので助かりました。</p> <p>後段は、積極的にやることはできないんだと、しないよという答えをいただいたとっております。</p> <p>そこで、2番目に入る前に、1点だけ確認させてください。</p> <p>このことについては、大先輩の熊野清市議員だとか、佐々木光雄さんたちも、ずっとこれを心がけてやってきました。でも、できなかった。</p> <p>最近になって、これはできるかなという見通しがついたのは、1人の人が相続でもって、自分のところをちゃんとしたいと。そうすることによって、自分は少しでもお金を出してもいいんだよということで、それなりの数百万円のお金が投じられました。そのおかげで、もうこれの半分ぐらいが直っています。あと半分直せば、これが解決するわけです。そういう奇特な人のおかげで、今、もう進んでいるんだよ。今のこの機会を逃したら、二度とやることができないかもしれないよということで、私は言っているんですが、ここを1つ、私から話しさせてもらって、次の質問にいきます。</p> <p>解消に向けて、今後町が主体的にやる、あるいは積極的に関与することは可能かということで、今質問をいただきましたので。</p> <p>これは財政的に考えた場合もやはりそうなんですかと私は言いたいんだけど、いかがですか、税務課長。</p> <p>税務課長でなくても、誰でもいいです。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今の先ほどの税務課長の答弁とダブるところがあるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>それで、準備しておりました答弁書を答弁させていただきます。お答えします。</p> <p>筆界未定地の解消に向けて、町の役割として考えられることは、</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>筆界の確定に関する情報提供や助言があります。</p> <p>筆界未定地を放置した場合、土地の売買などの不動産取引、住宅の建築確認申請などに支障を来すなどのリスクが考えられます。当事者からの相談を受けた場合には、土地家屋調査士などに測量を依頼することや、法務局への登記申請が必要であることなどの情報提供を行っていきます。</p> <p>次に、町の財政措置を踏まえた方策はあるのかとのご質問には、例えば、筆界未定地内に町有地が存在する場面においては、町も一当事者として財政措置を踏まえた対応をすることになりますけれども、町が当事者にならない私有地同士においては、関係者相互による負担が原則であり、町の財政措置を踏まえた対応は難しいのではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>今、町長から割と詳しく説明してもらいました。</p> <p>でも、この答弁だと本当に地区の住民の人たちがかわいそうだな、何でこんなに消極的なんだろうという考えを私は持たざるを得ません。</p> <p>今、奇抜な人があらわれて、これが自力でといえど何だけでも、自力でスタートしていいところまで進んでいると。</p> <p>そして、例えば財政措置ということにあっても、これはさっき税務課長から国土調査法という法律の名前が出ました。国土調査法に基づいて戸籍調査をやるよと。町はしたいです。特に今、法定外道路の道が存在するから、これをちゃんと受けるために、あるいはここをちゃんと地籍を確定させて、今後どのようにしてやるか、あるいはなくするためにと。邪魔だからもう自主的に使われているのだから、なくするためにとということで、付近のいろいろな調整をちゃんとやりたいんだという名目の中で、戸籍調査をやるということになれば、町がお金を出せないというのは、1対1でもって、隣のそれこそ紛争があるから解決できないということについて口を出せない、あるいはアドバイスだけというのは、これは当たり前の話です。</p> <p>でも、こういう複数で、しかも町有地ではないけれども、法定外道路があるという、こういうケースはなかなかないと思います。ぞ</p>
-----------	------------------------------------	--

ひこの法定外道路の払い下げを受けるため、あるいはそれをなくすためと。そういう名目を設けて、国土調査法の根拠に地籍調査をしますよと。その地籍調査の財政負担は、もうこれは決まっています。静岡といえば静岡県、あの辺でしたか。静岡、そういうところとか、ネットで検索して、国から、地籍調査の国土調査法に基づいた地籍調査は、国が50%、県が25%、自治体が25%出して、一切地権者には負担をかけませんよというのを、そういうのを見えています。

だから、問題は、何に引っかけてここをやるかと。ただ1件だけの争いに、公権力が加担するのはもってのほかで、これはできない。でも、町の問題としてこれを捉えて、公共道路がある。そういうことであるならば負担も別に今、何件か訂正されたところ、この人たちの地権者は一銭も金を出しておりません。篤志家の人が出したお金でもってやっているわけですから。だから、続いて町からお金が出たとなっても、これは負担についてのバランスは、欠くことはないと思います。そういうことでもって、ぜひとも、その辺のところを研究してやっていただきたいと。

そして、何でこんな質問をするかということ、地区の住民の人たちは、1戸1戸、該当する人たちは、過去にもこれからも困るということもありますけれども、何年か前に、一川目二丁目に道路が通ったんです。でも、農道か、あれは町道だか分からないんですけども、通ったんですけども、それが本来予定されたところからぐにゃっと曲がって、私の家の前に出てしまったんですよ。こんなところにこんな道路、何も欲しいわけでないんだと。

一番欲しいところは、その境界が未確定のために、ずっと1本道路を通せないで、私道でもって使っている十二、三世帯の関連の人たちがあると。その人たちはちゃんとした測量ができないから、そこは道路が荒れれば単に通路ですから、ここを舗装してくれたら何ぼ助かるんだろうといっても、砂利をちょこっとまくだけということで、常に凸凹、水はたまと。そして許可を出して新しいうちを建てたいといっても、もうそれはかなわないというところがあります。

将来は、そこに最初は道路が通って、町道ができて、建築基準法の道路と認められて、うちをこれから建てるにも、いろいろな許可をとるにも、困らないだろうという見通しの中の道路だったと思うんですけども、それがぐにゃっと曲がって、こっちは何ら手をつけ

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>られないという状況が残ってしまった。</p> <p>ぜひ、今の筆界未定地を改めれば、そっちも将来的には解消できるのではないかなという望みを持って質問しておりますので、どうか、私は話をしましたね。国土調査法に基づいた地籍調査、これの手法を、制度として考えてみていただけないでしょうか。</p> <p>本当は答弁要らないんだけど、何か答弁したいみたいな感じだからお願いします。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、国土調査法に基づく地籍調査でありますけれども、こちらは議員おっしゃるとおり、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ出して、実施主体は市町村で行うのが原則であります。これはおっしゃるとおりです。</p> <p>実は、おいらせ町の地籍調査を見ますと、旧百石地区におきましては、昭和40年代にこの地籍調査が全て完了しております。旧下田町につきましては、昭和50年代に全て完了しております。よって、おいらせ町全体で見ましても、国土調査法に基づく地籍調査というのは、もう完了しております。このことは国土交通省のホームページにも、進捗状況ということで掲載されておまして、この近辺でいきますと、例えば六戸町とか五戸町、十和田市といったところも、おいらせ町と同様、100%完了ということで掲載されているところであります。</p> <p>これが完了してしまうと、国が2分の1、県が4分の1、町4分の1という公費負担が終了するということになりまして、先ほど申し上げました関係者による測量であったり登記で、新たな地図等の修正を行うという必要が出てきます。この地図等の修正という文言ですけれども、これは法令の用語になっておまして、これがどこに出てくるかといいますと、「不動産登記規則」というものがあります。これは法務省の省令ですけれども、平成17年の法務省令第18号です。この「不動産登記規則」の中に第16条だと思いましたがけれども、「地図等の訂正を行う者は当事者又はその相続人」と定められておりますので、よって、町がそこに関与する余地がないという状況での先ほどの答弁になります。</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>ただ、町長の答弁にもありましたとおり、法定外公共物がもし絡んでいるとすれば、町も一当事者になりますので、そういった中では、町も話合いの中に入っていくとすることができるかと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>今、「不動産登記規則」を出して、話をしてもらった町の立場は分かります。</p> <p>ただ、昭和42年、今から60年前から比べると、いろいろな土地の状況はものすごく変遷しております。これをずっとまたこの先全く手をつけないような状況でやれるかという、少しでも問題が生じたら、それはそれなりに積極的に国に働きかけていろいろなことでやってもらおうと。</p> <p>1対1が原則、それはもう分かっていますし、また、修正に関しましては、この42年度の測る手法と、今測る方法は、もう今、みんなGPSを使って、測る基準点も複数で、立会いなんかもうすごく厳しいです。ですから、ちょこっとした土地を測ってみれば、1メートル少ないとか、2メートル少ないとか、ものすごくいんですよ。</p> <p>ですから、これに関しましては、絶対やる必要は、基本的にあると思いますし、法定外の道路があるわけですから、最後はお話ししましたけれども、町の1つの答え、問題として、ぜひ取り組んでくれればなと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、次、2にいけます。</p> <p>生活の利便性向上、行政事務の効率化等のための「住居表示」の実施についての町の見解を問うということなんですが、県内町村部では、私たちの町の市街化というのは際立っているわけですが、そのおかげで我が町では、従来での地番、地番というんだけれども、ここは番地というのがより正確かもしれません、番地表示が現状に合わなくなっている。</p> <p>例えば、類例の1つに過ぎないが、北部青葉五丁目50番地の地域では、枝番、何丁目何番地、号は、本当はつかないんだけれども、何番地何ぼと最後につく数字が、もう2000番台をはるかに超えている。その並びも整然としてはおらず、郵便配達の人たちなどに</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>支障を来している。その50番地の一角を、デベロッパーなんかでやられるのであれば、並んでいますけれども、1軒1軒、やっていると、その申請に基づいた順番でそれがなされますので、全く不規則になるということが現状です。</p> <p>また、二川目地区の国道338号以東、つまり海辺です。これは土地地番が一川目73番地とだけになっており、消防車、救急車の出動要請等緊急時には、いろいろな面で支障を来していますよ。</p> <p>土地の地番の管理は法務局となっているため、長年放置の状態に移してきたと思われる。そろそろ町は時代に即した住所の在り方を考えてもいいと思うんですけれども、これに関する基本的認識を問いますということで。</p> <p>まず(1)従来どおりの地番による住所の在り方を町はどう考えていますか。私はいろいろなデメリットがある、配達に困っているよということを話しました。これについて認識はいかがでしょうか。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、ご質問の住居表示についてご説明させていただきます。</p> <p>従来の住所は、地番に基づく表記が多く、分筆や合筆等にもより実際の場所を探しにくいという課題があるとされております。</p> <p>このことから、道路や街区に基づく体系的な住居表示を導入し、市町村が住居表示を実施するための基本ルールを定め、住所を分かりやすく郵便、行政事務、災害対応、配達・配送、地図作成などの効率化・精度向上を図ることを目的に住居表示に関する法律が施行されております。</p> <p>ご質問の地番による住所の在り方については、これまで住所の分かりやすさと行政や郵便、防災の効率化を図るため、比較的広い地区では街区、道路形状を利用して案内がしやすく、行政運営上のメリットが見込まれることから丁目区分を設けて、字の区域及び名称の変更として、町名整理という形で実施しております。</p> <p>住居表示や住所表記を実施しない場合のデメリットについては、同じ地番が広がることによって、場所が特定しにくくなるといったことが考えられます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>今、町長は地番に基づく住所設定だよということは、認識をお認めになりました。</p> <p>多少の、昭和37年の住居表示に関する法律に基づいたところの改正もしていると言ったのかな。そこはちょっと分からないんだけど、街区という言葉がその中にありました。街区方式でそこをやったのかな。確かに、木ノ下だとか豊原ですか、一丁目、二丁目とつきました。それから、それ以前に一川目、二川目では一丁目、二丁目、四丁目まで続いているということがありました。確かに、住居表示に基づくその作業をしたということになれば、町名がつくし、何号とかというのも出てくる。何号というののうちではないと思いますが、これは、一部はもう既に住居表示に基づく作業を実施したということですか。</p> <p>三沢でも最後に何号とつく、あるいは盛岡なんかに行ってもこれをやっている。でも全体としてはやれない。それはすごいマンパワーがかかるし、財政的にも負担だからと思うんだけど、各地域ごとにやっていると思うんですよ。ですから、今の話だと、我が町も地域ごとに、昭和37年度に施行された、これは後段にあるんだけど、まだ3番にはいっていないんだけど、それはそれとして、一部やったという解釈でいいですか。違いますよね。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それではお答えをいたします。</p> <p>当町では、住居表示を実施している自治体では実はございません。ただ、今、街区の話で町長が話したのは、たしか平成10年から13年、北部の古間木を、例えば緑ヶ丘、若葉、青葉、住吉ということで、丁目表示ということで整理をしている。場合によっては、一川目、二川目、松原については、昭和60年から63年にかけて、広いエリアを、丁目整理をしているということで、街区に基づく、場合によっては道路に基づく整理をして、大きいエリアを丁目整理ということで、町名整理を行ったということで、ご理解いただければなと思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>分かりました。</p> <p>今、田中課長の答弁で、それに基づく表示の仕方ではないんだよと話を聞きました。</p> <p>もしやるということになると、議会の議決が必要ですし、また、そういうのをした覚えがないし、やり方として街区方式、あるいは道路方式というのが基本ですから、そういう言葉が期せずして、街区という言葉が出たものですから、私は「あれ」と思って、その質問に及びました。</p> <p>次の(2)前述の北部地区、最後の番地が、桁がすごいよという北部地区、あるいは二川目地区の問題についてはどう考えるかと。これは話したわけですがけれども、一川目73番地ということで、これは法務局が、つまり国が指定する所在地に基づいた地番です。それがそのままただ残るだけで、二川目の北端に来て一川目一丁目、一丁目が見つからないんだな。73番地という所在は、たとえ国の管理でもちょっとこれは手をつけなさ過ぎではないのかなと思います。</p> <p>これは10月9日だったかな。議員と町民の懇談会ということでありましたけれども、その席上で二川目の住民の方から、ここはもう少し考えてもらえないのかなという質問でしたので、いかがでしょうか。その辺、やはりもう少し小分けにした、突発事態があっても、あるいは防犯・防災なんかにあっても、対応しやすい、もう少し工夫が必要ではないのかなということを、私が今ここで言うことへの認識というか、お願いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>おいらせ町は住居表示を実施していないため、字名がそのまま住所の基本単位になっております。</p> <p>北部地区の場合においても、宅地造成や市街化の拡大による人口増加に伴い、従来の小字、例えば古間木山等の字体系では、実生活上、分かりにくいことから、読みやすく案内性の高い新町名を設定</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>した経緯があります。特に町名の内部を丁目で区分することで、郵便配達や町内会等が編成され、きめ細かなサービスが可能となったと認識をしております。</p> <p>それ以前に区域の一部名称を変更した一川目と二川目についても同様に、大きな町内会単位を丁目で分けたことで、住民の利便が図られたものと捉えております。</p> <p>なお、ご質問の趣旨にあります、郵便配達物や消防・救急体制に係る現状の課題などについて、担当課を通じて関係機関に確認させましたが、全域において、双方とも支障がないと報告を受けておりますことを報告します。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>14番。</p> <p>町には公式なことで答えたかもしれませんが、私も郵便配達の人にも聞きましたし、元消防の人にも聞きました。その結果は大いに支障があるということでした。</p> <p>支障がないはずがありません。私たち、住宅地図を調べて、一発では一丁目でも、例えば一丁目294の何ぼが、次、300はどこにあるんだといったらぐるぐる回って、それでも見つけられないというのが結構ありますし、ないはずはないと私は捉えております。</p> <p>これ、(2)の前述の北部地区、二川目地区の問題についてはどう考えるかということで、二川目の浜のほうは、そういう国のあれでもって一川目73番地、国道338号から西側は、二川目一丁目、二丁目と。あとは向平も混在しています。こういう状況。それから、藤ヶ森という町名はあるんだけど、これは、住所地は一切ないということで、これは非常に広いと。</p> <p>そういうことでもって、本当は、私の今の質問の趣旨はそこなんだけれども、さっきもお話したようにマンパワーが大変ですし、財政負担もかなりあるということで、何が何でもとは、話はしない、するつもりはありません。こういう現状を捉えていただきたいということで、(3)番の昭和37年に施行の住居表示に関する法律に準拠した住所表示を実施するつもりはあるのか問うということは、今、ないと明確に答えをいただきました。ですから、(4)の進め方とか、財政規模云々という質問は、もう意味をなさないと思います。</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>今、日本中のいろいろな都市、都市が、都市再生特別措置法というものに基づいて、コンパクトなまちづくりをして、なおかつそれが国際的な競争力にも耐えるような都市機能が充実した、強化された都市にしていこうと心がけて、都市再生特別措置法という施行の中に入っているところがあります。</p> <p>都市ということの定義については、いろいろな学問の分野、あるいは仕事の分野で、その定義はまちまちですけれども、私は私なりに人が生活していくため、その生活基盤に意図的、計画的に注がれたいわゆる人工機能があるかどうかというのが、私は都市ということの、都市性というのを考える要でないかな、私自身だけですけれども、そう思っています。</p> <p>そうしたときに、この住居地番、例えば住所を定めてある程度やれば、何丁目というのがあるわけでしょう。何番地というのは、今度はブロックです。そのブロックを1番地、2番地、3番地、4番地、5番地ということで、左回りでも右回りでも、そのようにそろえると。そして、今度は最後の地番、住所を1の1、2、3、4と、これも右回りでも、時計回りでもどっちでもそうやるようにしてやっていく。ブロック方式。これが採用されれば極めて便利です。便利だけでも、それがなかなかかなわないというのが、また、地方の財政事情でもありますので、これ以上しつこく申し上げるつもりはありませんけれども、やはりこれからいろいろな面での都市機能の充実強化は図ってほしいなど、老婆心ながら願ひまして、質問を終わります。</p> <p>これで14番、西館芳信議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。 14時35分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時20分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時35分)</p>
	松林議長	
	松林議長	
	松林議長	

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>夫なのかなという面で、質問をさせていただこうと思っておりました。</p> <p>早速質問に入りたいと思います。</p> <p>消防体制の確保事業について。</p> <p>おいらせ町「わかりやすい予算書令和7年」によると、町の消防・救急活動は、八戸市や三戸郡6町村と協働で行っている。八戸地域広域市町村圏事務組合の活動に負担金を支出している。さらに、消防団用の装備品や出動経費、消防ポンプ自動車を新車に更新して、町の持ち出し分は4億753万円である。以上を踏まえて質問をさせていただきます。</p> <p>(1) 消防ポンプ車購入について。</p> <p>ア、3月31日の町消防団百石第4分団に最新の水槽付き消防ポンプ自動車Ⅱ型が配置された。車両価格は7,337万円と高額である。</p> <p>(ア) としまして、水槽付き消防ポンプ自動車の購入において、補助金、各種あるようではありますが、があるため、町の持ち出し分金額は3割で、2,200万円なのか伺います。</p> <p>町長。</p> <p>5席3番、小笠原伸也議員のご質問にお答えします。</p> <p>令和6年度末納車の百石第4分団の水槽付き消防ポンプ自動車購入の費用の財源として、緊急防災・減災事業債という充当率100%で、元利償還金の70%が交付税措置される大変有利な起債を活用しております。</p> <p>ご質問の車両購入費用は、正確には7,227万円であり、このうち起債での借入金が7,190万円、一般財源が37万円となっております。</p> <p>起債での借入金の70%に当たる5,033万円が今年度の交付税で措置されるため、残り30%に相当する2,157万円の償還額と、購入時の一般財源37万円を加えた2,194万円が町の一般財源となります。</p> <p>なお、借入利息分の一般財源は、正確な計算はできませんけれども、七、八十万円程度が加わるものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>松林議長 3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。2,000万円超えを取りあえず支出しているというお話だったと思います。</p> <p>(イ)としまして、おいらせ消防署にも同じような水槽付き消防ポンプ自動車Ⅱ型が配置されている。今後は財政的に見て、安価な小型消防自動車を配置すべきと思われるが、見解を伺います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>常備のおいらせ消防署に同様の水槽付き消防ポンプ自動車が配備されていることは大変ありがたいこととありますけれども、近年、全国各地で起こっているような大規模な火災や各種の災害には、地域の地域住民で組織する消防団の存在と活躍が必要不可欠となり、災害発生直後の初期消火や人命救助、避難誘導においての迅速な初動対応に、消防団は大変重要な役割を担うこととなります。</p> <p>また、旧町時代からも含め、住宅密集地や山林地帯を有する地域、八戸三沢間沿岸に敷設される石油パイプラインや、陸海空自衛隊が隣接する当町では、事故等の対応のため、少しでも早い初期消火を可能とするよう、企業からの寄贈もありましたけれども、消防団に水槽付きポンプ自動車を配備してきました。</p> <p>ただし、消防水利の不足や時代環境が改善される一方で、団員確保が困難となってきた地域もありますので、今後の更新に当たっては、地域事情に応じた車両変更も考慮していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>団員との兼ね合いも今後あるというお話をいただきました。</p> <p>次に、(2)消防車両の台数設置基準について。 表にまとめてみました。これはインターネット上に公開されてい</p>

		<p>る表です。次の表はインターネット上に公表されている「消防団の組織概要」にある消防車両を、市町村ごとにまとめたものであるということです。</p> <p>値段が一番高いのは上から2番目の水槽付き消防ポンプ自動車というやつなんですね。次に、一番上に書かれている普通消防ポンプ自動車、これが2番目に高い。3番目が小型動力ポンプ付き積載車、あと小型動力ポンプ車ということで、高価な順ではないんですが、一応ホームページに掲載されております。</p> <p>アということで、質問に入ります。町の消防団に消防車両の台数設置基準はあるのか伺います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町消防団に車両台数の設置基準はありません。従来からの配備台数を基準として、更新等の計画をしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。設置基準がないということです。</p> <p>それで、この表を見ると、一番高価な消防自動車であります水槽付き消防ポンプ自動車というやつが、おいらせ町が5台。これは今年も入ると6台目、来年も入ると7台目になるんですけども、八戸の場合は、この4月1日現在で3台、三沢市ゼロ、六戸が2台、東北町がゼロということで、これは持っていない市町村もあるんですよ。ということで、どうしておいらせ町は多いのかなと思って、それがちょっと気になってはいるんですね。</p> <p>それで、イに質問、入ります。</p> <p>表から高額な水槽付き消防ポンプ自動車が、八戸市よりも2台も多い。他の市町村に比べても極端に多いことが分かる。現在の配置について見解を伺います。</p> <p>また、近隣市町村は意識せず、配置計画をこのまま進めていくのかお伺いします。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>現在、当町では、水槽付き消防ポンプ自動車5台を有しており、議員ご提示の表にある市町村よりも多いかもしれませんが、同じ八戸広域消防署管内で平成の合併をしている町のうち、五戸町では全27分団に対し、水槽付きポンプ自動車16台、南部町では全33分団に対し、水槽付きポンプ自動車6台を有するなど、当町よりも多く各自治体によって対応は不統一であり、考え方も違うものと思われれます。</p> <p>当町での水槽付き車両の導入は、過去に大規模火災を経験した地域もあることから、初期消火の重要性を考えれば、現在の5台と今年度発注中の普通ポンプ自動車に1トンの水槽を備えた車両1台を加えた全6台となりますけれども、必ずしも多過ぎるというものではないのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>五戸と南部町がおいらせ町より多いんだということで、多いとは考えないというお答えだったと思います。</p> <p>それで、9月の議会があったときに、監査委員から報告がありまして、当町、おいらせ町はますます財政面が厳しくなっていくんだと。「広報おいらせ」にも「町の財布に余裕がない状態だ」というコメントがはっきり載っているんですね。たしか経常収支比率も現在93.3%、ずっと悪化していくということは、これは皆さんで確認しているんですよ。議会で確認してあるとおりであります。</p> <p>したがって、そういう状況にあって7,000万円もする消防自動車でなくてもいいのに、本当にこれを買う必要があるのかなという、そこなんですよね。</p> <p>あと、維持費もこれは、車検とか税金、保険とか、維持費も関係しているんで、これはかなり町にとって負担になっているのではないかなと思います。</p> <p>これ、もう1回確認したいと思うんですが、監査関係の面から、</p>

答弁	松林議長	<p>コメントいかがでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。</p> <p>監査委員より財政管財課長、答弁できますか。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (田中淳也君)	<p>お答えをしたいと思います。</p> <p>まず、財布に余裕がないというお話が出て、経常収支比率も高いということをお話されておりました。</p> <p>確かに今年度の決算においては、経常収支比率は93.3%。この比率だけを見ると、財源に余裕がない、一般財源に余裕がないということになるかと思えますけれども、先日の全員協議会でも説明しております。その経常収支比率を下げるために、こちらも鋭意努力をしているところです。昨年度94.数%を、今93.3に下げしております。今年度の決算見込みにおいても91%ぐらいになるのではないかと試算もしております。令和8年度においても、またさらに下げられるような感じで、財政運営をしているところであります。</p> <p>そういったことと、また、財政調整基金、それから公共施設整備基金なども減らさないように、逆に増やしていつている状態でありますので、今すぐどうこうという話にはならないと思っておりますし、そうならないように、先日説明した財政収支の見通しにもあるように、最高で97.数%の経常収支で見込みを立てておりますけれども、実際の運営においては、そうならないように努力していくということで考えております。</p> <p>7,000万円という、その消防車両の金額ですけれども、その7,000万円のうち、先ほども町長の答弁がありました、約2,000万円が実質的な負担になっております。その2,000万円というのは、消防ポンプ自動車ですと5年の償還になっております。その2,000万円を5年間でやると、400数十万円程度の負担ということになりますので、そこら辺も含めて町全体の予算、事業の見通し、財政負担、様々なことを考えて運営しているということでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	3番。

<p>質疑</p>	<p>3 番 (小笠原伸也君)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>財政管財課長に今、ご答弁いただきました。一応努力されて、大丈夫だというお話だったと思います。</p> <p>それで、今日の午前中、今、役場、病院、新庁舎、新病院を合わせると、これは100億円を超えるような大事業にこれから入っていく。具体的にバンバン入っていく中で、これは町民としては、これは本当にお金の使い方、予算の使い方、大丈夫なのかなと、これは誰でもそう思うのではないかなとなるわけです。お金の使い方ね。</p> <p>その新庁舎とか建設事業がなかったら、今までどおり消防自動車車両をこれは買っていいんだと思うんですけども、何も大きな消防車両を買わなくてもいいのを買っているように思えてしょうがないわけですよ。</p> <p>財政予算編成スケジュールが、1月6日から財政管財課長査定があるわけですよ。1月19日から町長、副町長査定が控えております。これはどこかでストップさせるべきではないかな、そう思うんですけども。</p> <p>7,000万円で経常収支比率が1%変化するんだという、前、何か説明もあったんですね。だから、この消防車両、実質2,000万円とはいえ、これはやはり。さらにこれ今年も買う、来年も買うなんていうことになると、今までどおりそうやって買物をしていいのかな。どこかでストップをかけるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>今の消防ポンプの購入、確かに来年もありますけれども、その後はしばらくないんですけども、この計画を組むまでに10年以上前から消防車両の更新計画を立てて、財政とも協議し、当然政策部門とか、町長、副町長2役入って計画的に進めましょうということで、内部協議して進めてきておりますので、財政的に心配をさせていただけるのはありがたいことですが、財政サイドもそれを酌んで、庁舎のこともちゃんと計画的に「何年後にあるよ、こういうのが」というのを予定して財政計画をつくっていただいて、その中にうちの消防ポンプの購入等も入っています。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>そういった面では、先ほど財政課長が言ったとおり、議員ご心配なさるほどではないということで、安心していただければと思います。</p> <p>確かに高い買物ではあるんですけども、そこはご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>補足をしたいと思います。</p> <p>まず、先ほど庁舎、病院の建設の話が出ましたけれども、先日全員協議会でお示ししました財政収支の見通しにも、その庁舎の金額、それから病院の金額も入れて計算をしているところであります。</p> <p>それと、経常収支の7,000万円が約1%という話ですけども、先ほども少し説明しましたが、年間7,000万円の負担は、購入時は臨時的経費になりますので、7,000万円が1%になるわけではありません。次の年から公債費として支出していくときに、公債費は経常経費になりますので、それが今度計算されますが、大体400数十万円ですと0.06ぐらいのパーセントですので、そんなに大きい負担にはならないということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p> <p>松林議長</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そうすれば、安心して、心配する必要はないというお答えだったと思います。</p> <p>次にいきます。</p> <p>ウ、八戸地域広域市町村圏事務組合に負担金を出しているため、火災の場合、おいらせ消防署のほか、八戸市内の消防署からも応援があります。したがって、大型の消防自動車は控え、小型動力ポンプ付き積載車等を配備すべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>町長。</p>

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>お答えします。</p> <p>前のご質問でもお答えしましたとおり、火災では特に初期消火の迅速性が重要であります。</p> <p>常備の消防署に1台の水槽付き車両があるだけでは、火災消火活動は進まないと思います。仮に、八戸市内はじめ近隣の消防署からの応援もあるかもしれませんが、支援要請から到着までに相応の時間を要しますし、応援に来られない場合もあると思います。火災での大規模化を防ぎ、被害を最小限に食い止めるためには、地元の非常備の消防団員が相応の設備を持ってこれをサポートすることが、町民の生命と財産を守っていく上で重要なものとなります。</p> <p>また、配置車両の考え方については、先ほども答弁しておりますとおり、必ずしも大きい車両ばかりを配置しているものではなく、普通ポンプ自動車、小型ポンプ積載車もありますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p> <p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p> <p>松林議長</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>既に小型の車両は配置しているんだということではありますが、おいらせ町の消防団、これは19分団が活動されております。したがって、おいらせ町は消防団だけで19台、それから八戸のおいらせ消防署は3台、応援に来る八戸消防署の市川地区に同じく2台、3台ぐらいあったかと思うのですが、ということを見ると、かなりの車両になるわけですよ。これは減らしてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。</p> <p>3番議員、車両を減らすということですか。消防団を減らすということですか。</p> <p>車両ですね。車両自体を減らす。</p> <p>消防団はそのまま。</p>

答弁	3番 (小笠原伸也君)	消防団の数は、今せっかく活動していただいているので、消防団の数は維持されて車両を減らす。もしくは大型車両だけを減らす。
	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	再質問にお答えします。 前の前の質問で町長が答弁しているとおおり、うちは19分団で19台ありますけれども、全てが大きい車両ではないということで、今も答弁していると思うんですけれども、それを減らすということになると、今までの大規模火災で活躍してきたとおおり、議員、消防署がかなり応援に来ると勘違いしていると思うんですけれども、全て八戸にある消防署の車が全部助けに来るわけでもありませんし、来ない場合が多いかと思えます。 大規模火災等があったり、地震災害、広範囲にわたる場合は、当然、八戸消防署管内にあるものは全て来ないものと、うちでは考えています。 そういった意味で、来るとすれば隣の桔梗野の分遣所から車両が1台来るぐらいがせいぜい。どうしても足りないとなっても、2台ぐらいしか来られない状況だと思えますので、その辺のことをご理解した上で、当消防団の車両配備の考え方を少しご理解いただければなと思えます。 以上です。
松林議長	3番。	
質疑	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 エにいきたいと思います。 消防車両を新たに更新するとき、車両のグレードアップは必要か。水槽付きではない消防車両を、これを水槽付きにすることは必要なのかどうかという、そういったことになるんですけれども、お聞きしたいと思います。
	松林議長	町長。
答弁	町長	お答えします。

質疑	(成田 隆君)	<p>車両更新に当たってのグレードアップということですが、これまではほぼ同一型で更新してきております。今後の更新に当たっても、各分団の状況や地域事情に応じた適切な対応をしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	3番。
答弁	3番 (小笠原伸也君)	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほぼ同一で、小型のを置いているところは小型で活動してもらうということだと思います。ありがとうございます。</p> <p>それで、おいらせ町内を見ると、狭隘道路、要するに4メートルより幅がない、2メートル、3メートル程度の町内の町道、これはたくさんあると思うんですね。道路幅が狭くゆとりがない狭い道路、大型車両が通行できないくらいの、あとは緊急車両も通行できないほどの狭い道路もあちこちいっぱいあると思うんですよ。曲がりくねった道路とか狭いT字路、L字型の道路とか、あちこちいっぱいあるわけですけれども、これは果たしてマイクロバスみたいな大きさの水槽付きポンプ車両、あの水槽付きポンプ車両Ⅱ型が2トンの水をやっている水槽付きが、長さが7.44メートル、長さが長いわけですね。あと、幅が2.32、幅は。あと高さ、3.1メートルということで、やはりマイクロバスみたいなイメージかなと思うんですけれども、長さが長い。したがって、曲がれない。そんな消防自動車があつて、これは果たして本当に威力を発揮するのかどうか。そこも心配になってくるんですけれども、これはいかがでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>議員ご存じないかもしれませんが、消防車両というのは、直接その車から現場の直前まで行って放水するわけでもなくて、何十メートルかのホースを何本でもつないで、何百メートルでも、水利がないところでは何キロでも延ばしていただけますので、仮にタンク車、今言ったサイズでございますけれども、普通ポンプ車等はそれよりも全然狭い部分も入って行けます。2メートル以下ですので、</p>

質疑	松林議長 3番 (小笠原伸也君)	<p>幅員が狭いといいなながらも、3メートル弱の道路でも、普通ポンプ車等も入っていきますし、消防ホースを延ばせば、どんな狭いところにも入ってけると。</p> <p>そういった意味でも水槽付き等あれば、水利がないところでも、まず初期消火で放水が可能であるということで整備しておりますので、その辺もご理解いただければと思います。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今の答弁だと、小型の消防自動車の活躍も大きいんだと。ホースがついているからということであるので、それであれば、小型の消防自動車を整備していったほうがいいのではないのかなと今、思ったのですが、そこはいいです。</p> <p>オにいきたいと思います。</p> <p>消防団所有の消防自動車は、普通免許状で運転可能かどうか伺います。</p>
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成29年3月12日以降に取得した現在の普通免許では、普通ポンプ自動車や水Ⅱ型の2トンの水槽付き車両は運転できません。</p> <p>現在の免許では、普通ポンプ自動車には準中型免許、2トンの水槽付き車両には中型免許が必要となります。</p> <p>なお、平成19年6月1日以前に取得した普通免許では、車両重量8トン未満までの限定の中型免許区分とされていますので、車両重量8トン未満の2トン水槽付き普通ポンプ自動車には、中型免許の限定解除がなくても運転が可能だと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長 3番 (小笠原伸也君)	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そうすると、今町長おっしゃった免許を持っている方が、多分各</p>

		<p>消防団に所属しているんだということだと思います。本当に消防団の方の活躍があって、現在に至っているのだなということを思っております。</p> <p>次の質問にいきたいと思います。</p> <p>(3) 消防車両の売却と消火栓、防火水槽について。</p> <p>ア、事例として、栃木県さくら市では、1.99リットル、2,000ccだと思うんですけども、小型動力ポンプ付き積載車、1995年車を一般競争入札により46万円で売却している。おいらせ町の場合、売却をどうしているのか伺います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和2年度の百石第1分団の水槽付きポンプ自動車配置後の翌令和3年度に、旧車両入札により54万円で売却しておりますが、これ以降の町の方針としては、車両更新の翌年度以降に旧車両を入札等により売却することとしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>分かりました。</p> <p>そうすると、一応入札でもって、売却しているということであり ます。</p> <p>次ですね、イとしまして、おいらせ町内の消火栓や防火水槽の設置状況は十分なのかお伺いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>防火水槽や消火栓などの消防水利の状況は、防火水槽107基、消火栓359基の計466基ですが、どちらも設置する土地の確保が必要で、特に防火水槽は一定程度の広さが求められます。</p> <p>また、消火栓につきましては、適正な口径の水道管の敷設が必要となるため、消防署や水道企業団などとも相談の上、毎年度少しずつ</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>つ配置しておりますが、年々新しい住宅地等もできていることなどから、十分とは言えない状況であると考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>年々少しずつ増やしているんだと。土地の確保とかもあって、なかなか難しいというお話でした。</p> <p>それで、これは消火栓の設置が早い、遅いというか、工事費ですね。工事費を比較した場合、消防車両を大型の消防車両と比べて、これはどっちが町としては取りかかりやすいのか。価格が、経費が、工事費が安いのかお伺いしたいのですが。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>再質問にお答えします。</p> <p>消防車両を買うのと消火栓を設置するのは、どちらが取りかかりやすいかという、価格だけでいくと消火栓が当然安価になりますけれども、消火栓についている水道管の太さによって、水量、水が出る量というのが全然変わってきます。あと、同じ水道管から何口消火栓を引っ張っても、結局同じ量しか出せません。それに比べて、例えば水槽付きポンプ車等で、1回に水を排出できる、仮に1分か2分、数分しかもたないにしても全然違います、水量がですね。1回に出せる水量が。</p> <p>あと、防火水槽に関しては、もう四、五十トンの量がありますので、それだけでも消火栓よりは初期消火に大きな威力を発揮すると言われております。そういう金額的な比較というよりは、水量とか初期消火活動の能力的な部分で違いがありますので、一概には答えられないと思います。</p> <p>答えにはなりませんけれども、以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>動力面、消火活動に関しては、消防自動車は活動しやすい、消火活動が行いやすいというお話だったと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>財政面で心配することがなければ、これはどんどん買っていただいて、町民も別に、「いや、火災、危ないからな」ということで、大丈夫かと思うんですよね。計画的にこれからも購入していただきたいという、これは町民の願いですから、新しい庁舎、病院と同等に、あと、消防車両も、できれば1台ではなくて、2台も3台も新車を買って、消火活動に努めるということもおいらせ町は可能なのかなと、今、安心し切って、こういう私の質問というか、まとめになりますけれども、火災がまず起きない、そういったことを願っております。</p> <p>本日は真摯なるご答弁たくさんいただきました。ありがとうございました。</p> <p>これで私の一般質問、終わりたいと思います。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>私から一言、小笠原議員にお願い申し上げます。</p> <p>まずもって、町の財政、心配されて、こういう質問をしてくださっているということに、心から感謝申し上げます。</p> <p>我々も財政状況に関しましては、非常に気をつけながら、費用対効果、明細綿密に計算して取り組んでいるところであります。</p> <p>しかしながら、例えば多少マイナスな部分があったとしても、消防団、例えば、国防とかそういう部分を含めて、国を守る、地域という、このボランティアとして守るということは、非常に重要な課題であるし、ありがたいことだと思っております。</p> <p>消防団の屯所にいきますと、崇高な使命というのを箇条書きで6つ、7つ書いて貼ってある分団もありますけれども、そういう部分で、ただただ金をかけるより何かに回したほうがという考えは、私は持っていない、持てないという気がしております。</p> <p>例えば、これから来月になりますと、また出初式もあります。どんな天気でも出てきてくれて、水を触るといいますか。そういう部分で金に換えたらこれはどんなに払わなければならないだろうなという部分もあります。</p> <p>幸いに、我が町は人口が減っていない部分で、新しい消防団員も、定員には満たないんですけれども、退団すればまた新しい新規加入の方々もおるので、私は多少消防に金がかかっても、あの人たちの</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 8 年 1 月 2 8 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 木 村 忠 一

署名議員 澤 上 訓